

# 名寄市過疎地域持続的発展市町村計画

(令和5年6月変更)

(令和6年5月変更)

(令和7年5月変更)

令和3年度～令和7年度

北 海 道 名 寄 市



# 目 次

## 1. 基本的な事項

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| (1) 名寄市の概況 .....              | 1  |
| ア 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要 ..... | 1  |
| イ 過疎の状況 .....                 | 2  |
| ウ 社会経済的発展の方向の概要 .....         | 2  |
| (2) 人口及び産業の推移と動向 .....        | 3  |
| (3) 行財政の状況 .....              | 6  |
| (4) 地域の持続的発展の基本方針 .....       | 10 |
| (5) 地域の持続的発展のための基本目標 .....    | 12 |
| (6) 計画の達成状況の評価に関する事項 .....    | 12 |
| (7) 計画期間 .....                | 12 |
| (8) 公共施設等総合管理計画との整合 .....     | 12 |

## 2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### 【現況と問題点】

|                 |    |
|-----------------|----|
| (1) 移住・定住 ..... | 14 |
| (2) 地域間交流 ..... | 14 |
| (3) 人材育成 .....  | 14 |

### 【その対策】

|                 |    |
|-----------------|----|
| (1) 移住・定住 ..... | 14 |
| (2) 地域間交流 ..... | 15 |
| (3) 人材育成 .....  | 15 |

|             |    |
|-------------|----|
| 【計 画】 ..... | 16 |
|-------------|----|

## 3. 産業の振興

### 【現況と問題点】

|                  |    |
|------------------|----|
| (1) 農 業 .....    | 17 |
| (2) 林 業 .....    | 18 |
| (3) 商 業 .....    | 19 |
| (4) 情報通信産業 ..... | 19 |

|                   |    |
|-------------------|----|
| (5) 工業            | 19 |
| (6) 地場産業の振興と起業の促進 | 20 |
| (7) 企業誘致          | 20 |
| (8) 観光開発          | 20 |

#### 【その対策】

|                   |    |
|-------------------|----|
| (1) 農業            | 20 |
| (2) 林業            | 22 |
| (3) 商業            | 22 |
| (4) 情報通信産業        | 23 |
| (5) 工業            | 23 |
| (6) 地場産業の振興と起業の促進 | 23 |
| (7) 企業誘致          | 23 |
| (8) 観光開発          | 24 |

|      |    |
|------|----|
| 【計画】 | 24 |
|------|----|

|            |    |
|------------|----|
| 【産業振興促進事項】 | 27 |
|------------|----|

|                    |    |
|--------------------|----|
| 【公共施設等総合管理計画等との整合】 | 28 |
|--------------------|----|

## 4. 地域における情報化

|          |    |
|----------|----|
| 【現況と問題点】 | 29 |
|----------|----|

|        |    |
|--------|----|
| 【その対策】 | 29 |
|--------|----|

|      |    |
|------|----|
| 【計画】 | 29 |
|------|----|

## 5. 交通施設の整備、交通手段の確保

#### 【現況と問題点】

|        |    |
|--------|----|
| (1) 道路 | 30 |
| (2) 交通 | 31 |

#### 【その対策】

|        |    |
|--------|----|
| (1) 道路 | 31 |
| (2) 交通 | 32 |

|             |     |
|-------------|-----|
| 【計 画】 ..... | 3 2 |
|-------------|-----|

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 【公共施設等総合管理計画等との整合】 ..... | 3 4 |
|--------------------------|-----|

## 6. 生活環境の整備

### 【現況と問題点】

|                 |     |
|-----------------|-----|
| (1) 上水道 .....   | 3 6 |
| (2) 下水道 .....   | 3 6 |
| (3) 廃棄物処理 ..... | 3 7 |
| (4) 消防・救急 ..... | 3 8 |
| (5) 公営住宅 .....  | 3 8 |
| (6) 公園・緑地 ..... | 3 9 |
| (7) その他 .....   | 3 9 |

### 【その対策】

|                 |     |
|-----------------|-----|
| (1) 上水道 .....   | 3 9 |
| (2) 下水道 .....   | 4 0 |
| (3) 廃棄物処理 ..... | 4 0 |
| (4) 消防・救急 ..... | 4 0 |
| (5) 公営住宅 .....  | 4 0 |
| (6) 公園・緑地 ..... | 4 0 |
| (7) その他 .....   | 4 1 |

|             |     |
|-------------|-----|
| 【計 画】 ..... | 4 2 |
|-------------|-----|

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 【公共施設等総合管理計画等との整合】 ..... | 4 4 |
|--------------------------|-----|

## 7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### 【現況と問題点】

|                  |     |
|------------------|-----|
| (1) 児童福祉 .....   | 4 5 |
| (2) 高齢者福祉 .....  | 4 5 |
| (3) 障がい者福祉 ..... | 4 6 |
| (4) 母子等福祉 .....  | 4 6 |
| (5) 保 健 .....    | 4 6 |

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| <b>【その対策】</b>                   |     |
| (1) 児童福祉 .....                  | 4 7 |
| (2) 高齢者福祉 .....                 | 4 7 |
| (3) 障がい者福祉 .....                | 4 8 |
| (4) 母子等福祉 .....                 | 4 8 |
| (5) 保 健 .....                   | 4 8 |
| <b>【計 画】</b> .....              | 4 9 |
| <b>【公共施設等総合管理計画等との整合】</b> ..... | 5 1 |

## 8. 医療の確保

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| <b>【現況と問題点】</b> .....           | 5 2 |
| <b>【その対策】</b> .....             | 5 2 |
| <b>【計 画】</b> .....              | 5 3 |
| <b>【公共施設等総合管理計画等との整合】</b> ..... | 5 4 |

## 9. 教育の振興

|                  |     |
|------------------|-----|
| <b>【現況と問題点】</b>  |     |
| (1) 幼児教育 .....   | 5 5 |
| (2) 義務教育 .....   | 5 5 |
| (3) 高等学校教育 ..... | 5 6 |
| (4) 大学教育 .....   | 5 6 |
| (5) 社会教育 .....   | 5 6 |
| (6) スポーツ振興 ..... | 5 7 |
| <b>【その対策】</b>    |     |
| (1) 幼児教育 .....   | 5 8 |
| (2) 義務教育 .....   | 5 8 |
| (3) 高等学校教育 ..... | 5 9 |
| (4) 大学教育 .....   | 5 9 |
| (5) 社会教育 .....   | 5 9 |
| (6) スポーツ振興 ..... | 5 9 |

|             |     |
|-------------|-----|
| 【計 画】 ..... | 6 1 |
|-------------|-----|

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 【公共施設等総合管理計画等との整合】 ..... | 6 6 |
|--------------------------|-----|

## 10. 集落の整備

|                |     |
|----------------|-----|
| 【現況と問題点】 ..... | 6 8 |
|----------------|-----|

|              |     |
|--------------|-----|
| 【その対策】 ..... | 6 8 |
|--------------|-----|

|             |     |
|-------------|-----|
| 【計 画】 ..... | 6 9 |
|-------------|-----|

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 【公共施設等総合管理計画等との整合】 ..... | 7 0 |
|--------------------------|-----|

## 11. 地域文化の振興等

### 【現況と問題点】

|                   |     |
|-------------------|-----|
| （１）芸術・文化の振興 ..... | 7 1 |
|-------------------|-----|

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| （２）文化財の保護・保全活動の推進 ..... | 7 1 |
|-------------------------|-----|

### 【その対策】

|                   |     |
|-------------------|-----|
| （１）芸術・文化の振興 ..... | 7 2 |
|-------------------|-----|

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| （２）文化財の保護・保全活動の推進 ..... | 7 2 |
|-------------------------|-----|

|             |     |
|-------------|-----|
| 【計 画】 ..... | 7 3 |
|-------------|-----|

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 【公共施設等総合管理計画等との整合】 ..... | 7 3 |
|--------------------------|-----|

## 12. 再生可能エネルギーの利用の推進

|                |     |
|----------------|-----|
| 【現況と問題点】 ..... | 7 4 |
|----------------|-----|

|              |     |
|--------------|-----|
| 【その対策】 ..... | 7 4 |
|--------------|-----|

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| 【現況と問題点】                        |     |
| （１）名寄市立大学の充実と振興                 | 7 5 |
| 【その対策】                          |     |
| （１）名寄市立大学の充実と振興                 | 7 5 |
| 【公共施設等総合管理計画等との整合】              | 7 5 |
|                                 |     |
| 事業計画（令和３年度～令和７年度）過疎地域持続的発展特別事業分 | 7 6 |



## 1. 基本的な事項

### (1) 名寄市の概況

#### ア 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要

本市は、北・北海道の天塩川が形成する名寄盆地のほぼ中央に位置し、東は雄武町・下川町、西は幌加内町、南は士別市、北は美深町と接しています。その市域は、東西に約 30 km、南北に約 35 km の四角形に近い形となっており、535.20 km<sup>2</sup> の行政面積を有しています。

道路は南北に国道 40 号、東側に国道 239 号が通り、また鉄道は南北に宗谷本線が走っており、交通の要衝地として幅広い生活圏域を形成し、北・北海道の中心都市として発展してきました。さらに、北海道縦貫自動車道士別釧路～名寄間の高規格道路の整備が進められており、札幌市を中心とする道央圏や旭川市との所要時間の短縮により、観光・産業などの分野を中心とする経済的効果はもとより、救急搬送時間の短縮など広域救急医療の充実も期待されています。

気候は、日本海型で内陸部に属していることから、夏冬の寒暖の差が 60 度以上と大きく、5 月から 10 月にかけては比較的高温多照で、降雨量も全道平均を下回っており、令和 2 年の年間平均気温は 6.4 度、最高気温 31.7 度、最低気温マイナス 29.0 度、年間日照時間 1,422 時間、降水量 1,002 mm、降雪量 613 cm、最深積雪深 70 cm となっています。

本市は、旧風連町と旧名寄市が合併して誕生しており、その開拓の歴史を遡ると、旧風連町は明治 32 年（1899 年）、旧村名「多寄村」の名称のもとに釧路村外 3 カ村戸長役場の管轄に入ったことにはじまり、その後同 35 年に上名寄村外 2 カ村戸長役場の管轄に入ってから、風連村を経て昭和 28 年（1953 年）町制施行で風連町に至り、旧名寄市は明治 33 年（1900 年）、山形県東田川郡東栄村（藤島町を経て鶴岡市）の有志により市内曙地区に開拓の鉤が下ろされて以来、上名寄村、名寄町を経て、昭和 29 年（1954 年）に智恵文村と合併、昭和 31 年（1956 年）に道内 21 番目の市として市制施行に至り、平成 18 年 3 月の両市町の合併により現在の新名寄市がスタートしています。

社会的・経済的にみると下川町、美深町、音威子府村、中川町とのつながりが深く、これらの町村と一部事務組合（消防救急：下川町・美深町・音威子府村・中川町、廃棄物処理：下川町・美深町・音威子府村）、介護認定審査会などを設置しているほか、周辺の 12 市町村とともに、北・北海道中央圏域定住自立圏を形成して広域行政を進めており、本市はこの圏域のなかで中心的な役割を果たしています。

## イ 過疎の状況

本市の国勢調査における人口の推移は、昭和 35 年の 48,180 人をピークに年々減少の傾向を示しており、昭和 50 年は 42,732 人、平成 27 年は 29,048 人とピーク時に比べ 39.7%、昭和 50 年からは 32.1%減少しています。

こうした人口減少の要因は、基幹産業である農業の衰退、国鉄の分割民営化、J R 名寄本線・深名線の廃止、官公庁や企業の出先機関の統廃合、高校卒業者の進学・就職による転出のほか、少子化などが挙げられます。

本市においては、人口減少に歯止めをかけるため、これまで、日本最北の公立大学である市立大学を設置するとともに、市立総合病院を圏域の高度医療を担う中核医療機関として整備を進めるなど、本市のみならず、この圏域にとって必要な生活機能を確保するため、独自性のある施策を推進し、人口流出の抑制に最大限努めてきました。

これらの施策の効果もあり、本市の人口は減少傾向にはあるものの、近隣市町村と比べその進行は緩やかであるとともに、国立社会保障・人口問題研究所や民間の将来推計においても、他市町村と比べ総人口、若年女性ともに減少率は低いとされています。

しかしながら、近年、出生率の低下と市外への転出者の増加が一層進んでおり、人口減少の加速化がさらに危惧される状況にあることから、本市が有する様々な資源や優位性を最大限に活かしながら、将来にわたって自律的で持続的な地域を継続していくことが必要です。

## ウ 社会経済的発展の方向の概要

少子高齢化の急速な進行、長引く経済成長の停滞、地方分権の推進など、本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。

農業では、「名寄市農業・農村振興計画」に基づき、収益性の高い農業の確立、多様でゆとりある農業経営の促進、農業担い手の育成と確保、環境と調和した農業の促進、豊かさと活力ある農村づくりなど、農業・農村の持続的な発展に向け、生産者、関係機関一体となった取組を進めます。

商工業では、空き店舗対策や商工団体・商店街との連携推進による賑わいづくりによる中心市街地の活性化のほか、企業立地促進条例及び中小企業振興条例に基づく企業の育成・支援、地場産業の振興を図る必要があります。

観光では、観光関係組織と連携して、天文台、道の駅、道立サンピラーパーク、ふうれん望湖台自然公園、夏のひまわり、冬のピヤシリスキー場、サンピラー現象など、豊かな地域資源を全国に情報発信し、交流人口の拡大を図ります。

また、名寄市立大学は、昭和 35 年に女子短期大学として開学し、平成 18 年 4 月の大学としての開学を経て、平成 28 年 4 月には、新たに社会保育学科を

設置する保健福祉学部の新編を行いました。今後も地域における人材の育成・確保、若者の定住によるまちづくりを進めます。

併せて、生活環境や都市基盤の整備、保健医療福祉の充実などを通して、本市のまちづくりの目標である「自然の恵みが人と地域を育み、市民みんなで創る心豊かな北のまち・名寄」の実現に向け、市民と行政の協働によるまちづくりに取り組めます。

## （２）人口及び産業の推移と動向

本市では、昭和 35 年の 48,180 人をピークに農家戸数の減少、国鉄の分割民営化と名寄本線、深名線の廃止、官公庁などの出先機関の統廃合などにより年々減り続け、昭和 50 年には 42,732 人、平成 27 年には 29,048 人となっています。

年齢別の人口推移では、年少人口（0～14 歳）は、昭和 35 年では 1 万 5 千人を超えていましたが、昭和 55 年には 1 万人を割るなど減少傾向にあり、さらに平成 27 年には 3 千 5 百人を割っています。なお、年齢構成を見ると、昭和 35 年では年少人口が 3 割を超えていましたが、昭和 55 年は 2 割程度、平成 27 年には 1 割程度となっています。生産人口年齢（15～64 歳）も総人口に沿って減少傾向にあり、昭和 40 年の 31,058 人をピークに、平成 27 年にはピークの約 5 割である 16,755 人となっています。高齢者人口（65 歳以上）は一貫した増加傾向にあり、昭和 35 年と平成 27 年を比べると 4 倍以上に増加しています。

次に、本市の産業別就業人口の推移では、昭和 35 年における農林業を中心とする第 1 次産業は 42.7%と約 4 割を占めていましたが、55 年後の平成 27 年には 11.6%と約 1 割程度となり 3 割以上減少しています。一方、当該期間における建設及び製造業などの第 2 次産業は、11.9%から 11.2%と 0.7%の微減であり大きな変化はありませんが、小売・卸・サービスなどの第 3 次産業は、45.4%から 74.1%と 3 割以上の大きな伸びを示しており、第 1 次産業の人口減少を、第 3 次産業が吸収した状況となっています。

表 1-1 (1) 人口の推移（国勢調査）

| 区 分          | 昭和35年       | 昭和50年       |             | 平成2年        |             | 平成17年       |             | 平成27年       |            |
|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
|              | 実 数         | 実 数         | 増減率         | 実 数         | 増減率         | 実 数         | 増減率         | 実 数         | 増減率        |
| 総 数          | 人<br>48,180 | 人<br>42,732 | %<br>△ 11.3 | 人<br>37,194 | %<br>△ 12.9 | 人<br>31,628 | %<br>△ 14.9 | 人<br>29,048 | %<br>△ 8.1 |
| 旧名寄市         | 35,859      | 35,145      | △ 1.9       | 30,776      | △ 12.4      | 26,590      | △ 13.6      |             |            |
| 旧風連町         | 12,321      | 7,587       | △ 38.4      | 6,418       | △ 15.4      | 5,038       | △ 21.5      |             |            |
| 0歳～14歳       | 15,358      | 10,509      | △ 31.5      | 6,757       | △ 35.7      | 4,064       | △ 39.8      | 3,453       | △ 15.0     |
| 旧名寄市         | 10,994      | 8,690       | △ 20.9      | 5,596       | △ 35.6      | 3,481       | △ 37.7      |             |            |
| 旧風連町         | 4,364       | 1,819       | △ 58.3      | 1,161       | △ 36.1      | 583         | △ 49.7      |             |            |
| 15歳～64歳      | 30,801      | 29,075      | △ 5.6       | 25,208      | △ 13.3      | 19,682      | △ 21.9      | 16,755      | △ 14.8     |
| 旧名寄市         | 23,419      | 24,080      | 2.8         | 21,116      | △ 12.3      | 16,901      | △ 19.9      |             |            |
| 旧風連町         | 7,382       | 4,995       | △ 32.3      | 4,092       | △ 18.0      | 2,781       | △ 32.0      |             |            |
| うち15歳～29歳(a) | 15,051      | 10,392      | △ 30.9      | 7,311       | △ 29.6      | 5,234       | △ 28.4      | 4,109       | △ 21.4     |
| 旧名寄市         | 11,770      | 8,882       | △ 24.5      | 6,375       | △ 28.2      | 4,647       | △ 27.1      |             |            |
| 旧風連町         | 3,281       | 1,510       | △ 53.9      | 936         | △ 38.0      | 587         | △ 37.2      |             |            |
| 65歳以上(b)     | 2,021       | 3,148       | 55.7        | 5,180       | 64.5        | 7,880       | 52.1        | 8,794       | 11.5       |
| 旧名寄市         | 1,446       | 2,375       | 64.2        | 4,015       | 69.0        | 6,206       | 54.5        |             |            |
| 旧風連町         | 575         | 773         | 34.4        | 1,165       | 50.7        | 1,674       | 43.6        |             |            |
| (a)／総数       | %           | %           | —           | %           | —           | %           | —           | %           | —          |
| 若年者比率        | 31.2        | 24.3        |             | 19.7        |             | 16.5        |             | 14.1        |            |
| 旧名寄市         | 32.8        | 25.3        |             | 20.7        |             | 17.5        |             |             |            |
| 旧風連町         | 26.6        | 19.9        |             | 14.6        |             | 11.7        |             |             |            |
| (b)／総数       | %           | %           | —           | %           | —           | %           | —           | %           | —          |
| 高齢者比率        | 4.2         | 7.4         |             | 13.9        |             | 24.9        |             | 30.3        |            |
| 旧名寄市         | 4.0         | 6.8         |             | 13.0        |             | 23.3        |             |             |            |
| 旧風連町         | 4.7         | 10.2        |             | 18.2        |             | 33.2        |             |             |            |

産業別人口の動向（国勢調査）

| 区分              | 昭和35年       | 昭和50年       |             | 平成2年        |            | 平成17年       |             |
|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|
|                 | 実数          | 実数          | 増減率         | 実数          | 増減率        | 実数          | 増減率         |
| 総 数             | 人<br>22,501 | 人<br>19,785 | %<br>△ 12.0 | 人<br>18,627 | %<br>△ 5.8 | 人<br>15,804 | %<br>△ 15.1 |
| 旧名寄市            | 16,161      | 15,884      | △ 1.7       | 15,149      | △ 4.6      | 13,205      | △ 12.8      |
| 旧風連町            | 6,340       | 3,901       | △ 38.4      | 3,478       | △ 10.8     | 2,599       | △ 25.2      |
| 第一次産業<br>就業人口比率 | %<br>42.7   | %<br>21.7   | —           | %<br>16.7   | —          | %<br>14.5   | —           |
| 旧名寄市            | 29.4        | 12.2        | —           | 9.2         | —          | 9.0         | —           |
| 旧風連町            | 76.5        | 60.3        | —           | 49.7        | —          | 42.7        | —           |
| 第二次産業<br>就業人口比率 | %<br>11.9   | %<br>18.3   | —           | %<br>18.3   | —          | %<br>13.2   | —           |
| 旧名寄市            | 13.9        | 20.2        | —           | 19.1        | —          | 13.4        | —           |
| 旧風連町            | 6.8         | 10.8        | —           | 15.2        | —          | 12.2        | —           |
| 第三次産業<br>就業人口比率 | %<br>45.4   | %<br>59.8   | —           | %<br>64.9   | —          | %<br>72.2   | —           |
| 旧名寄市            | 56.6        | 67.4        | —           | 71.8        | —          | 77.5        | —           |
| 旧風連町            | 16.6        | 28.9        | —           | 35.1        | —          | 45.0        | —           |

| 区分              | 平成22年       |            | 平成27年       |            |
|-----------------|-------------|------------|-------------|------------|
|                 | 実 数         | 増 減 率      | 実 数         | 増 減 率      |
| 総 数             | 人<br>14,716 | %<br>△ 6.8 | 人<br>14,377 | %<br>△ 2.3 |
| 第一次産業<br>就業人口比率 | %<br>12.5   | —          | %<br>11.6   | —          |
| 第二次産業<br>就業人口比率 | %<br>11.8   | —          | %<br>11.2   | —          |
| 第三次産業<br>就業人口比率 | %<br>75.5   | —          | %<br>74.1   | —          |

表 1-1 (2) 人口の見通し

単位：人

|        | 2020年  | 2025年  | 2030年  | 2035年  | 2040年  | 2045年  | 2050年  | 2055年  | 2060年  |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総人口    | 28,156 | 27,153 | 26,183 | 25,329 | 24,610 | 23,864 | 23,181 | 22,499 | 21,856 |
| 年少人口   | 3,384  | 3,303  | 3,258  | 3,315  | 3,449  | 3,512  | 3,482  | 3,334  | 3,238  |
| 生産年齢人口 | 15,734 | 15,041 | 14,416 | 13,805 | 13,058 | 12,346 | 11,827 | 11,650 | 11,426 |
| 老年人口   | 9,038  | 8,809  | 8,509  | 8,209  | 8,103  | 8,006  | 7,872  | 7,515  | 7,192  |

(名寄市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンにおける「人口の将来展望」より)

### (3) 行財政の状況

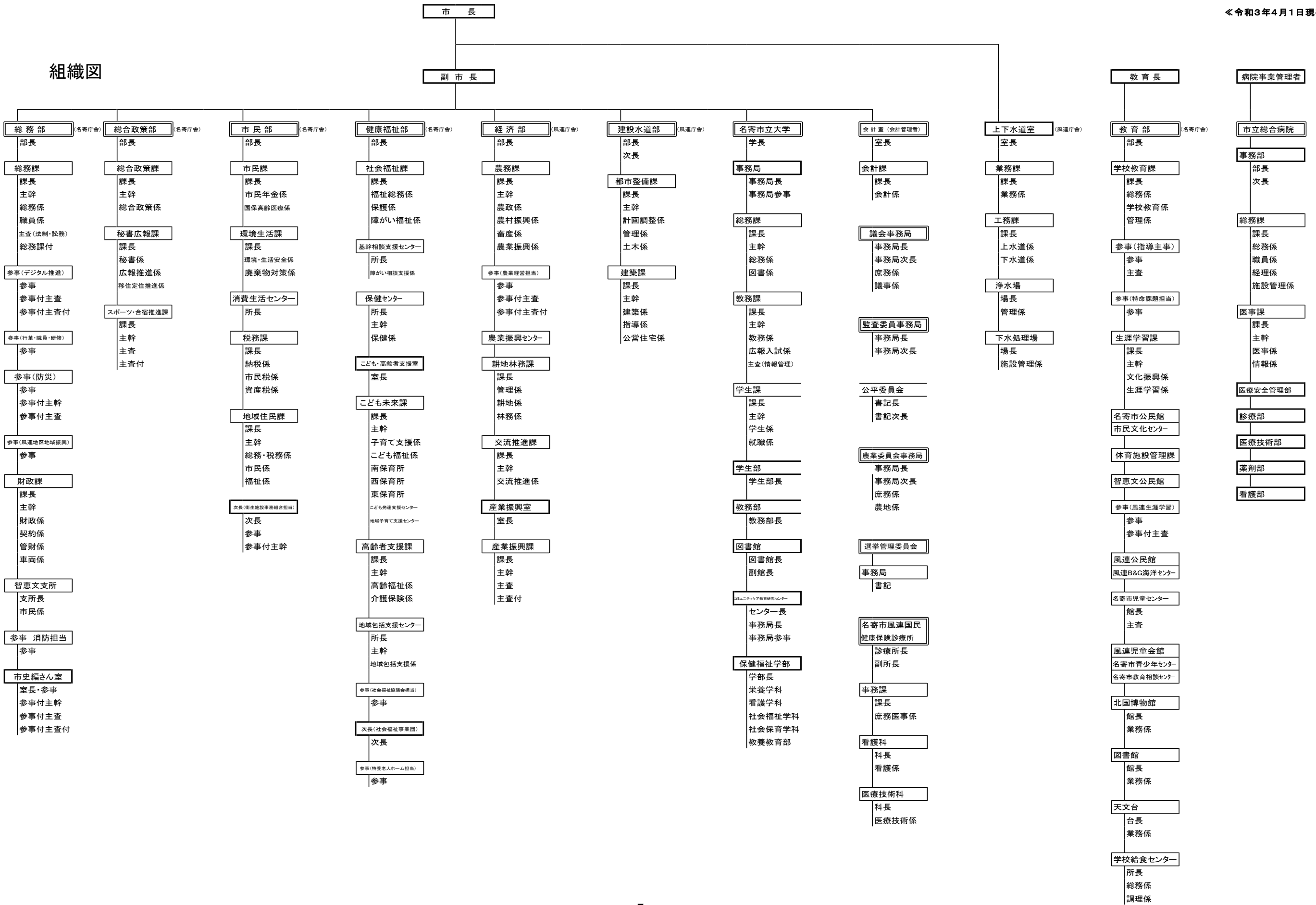
本市では、平成 29 年 4 月に「第 2 次行財政改革推進基本計画」を策定し、「効率的で質の高い行政運営の推進」、「持続可能な財政運営の推進」、「市民と協働の行政運営の推進」の 3 つを基本方針とし、本計画を具現化する具体的な取組を定める実施計画については毎年度見直しを行いながら、行財政改革を進めてきています。

本計画は、平成 22 年 4 月に施行された「名寄市自治基本条例」の基本原則に基づき、市民と行政との協働のまちづくりを進めるため、市民と行政の情報共有を図り、連携・協力して、自主性と自立性の高い施策を策定し、持続的に発展していける強固な行財政基盤を持った自治体となることを目指しています。

なお、令和 3 年 4 月 1 日現在の行政組織図は次頁のとおりで、総務部、総合政策部、市民部、健康福祉部、経済部、建設水道部、教育部の 7 部体制としています。

また、各部の配置は、旧市町の庁舎を利用した分庁舎方式により、名寄庁舎に 5 部、風連庁舎に 2 部を設置しています。

組織図



次に財政については、「第2次行財政改革推進基本計画」の3つの基本方針の一つである「持続可能な財政運営の推進」に基づき、将来にわたり健全な財政運営を維持しつつ、市民ニーズにあった行政サービスを安定して提供できる規律を持った財政運営を目指し、歳入の確保、効率的な歳出の実行に努めています。

歳入の確保では、遊休財産の有効活用または売却、自主財源確保の取組の推進、収納率の向上及び滞納整理、受益者負担の適正化、資産の有効活用に努めています。また、歳出の面では、公債費などの適正化、補助金の適正化、公営企業などの経営健全化などに努めており、令和元年度決算では、財政力指数0.273、実質公債費比率9.2%、将来負担比率26.3%、経常収支比率93.2%となっています。

今後につきましても、引き続き行財政改革に取り組み、効率的で健全な財政運営に努めてまいります。

表 1-2(1) 市町村財政の状況

(単位:千円)

| 区 分            | 平成22年度     | 平成27年度     | 令和元年度      |
|----------------|------------|------------|------------|
| 歳入総額 A         | 20,459,586 | 23,696,017 | 21,112,169 |
| 一般財源           | 12,895,652 | 13,139,086 | 13,247,561 |
| 国庫支出金          | 2,209,951  | 2,912,158  | 1,966,362  |
| 都道府県支出金        | 946,471    | 1,269,199  | 1,338,713  |
| 地方債            | 2,056,400  | 4,076,100  | 1,405,700  |
| うち過疎対策事業債      | 806,300    | 1,884,800  | 689,900    |
| その他            | 2,351,112  | 2,299,474  | 3,153,833  |
| 歳出総額 B         | 20,129,604 | 23,050,571 | 20,731,921 |
| 義務的経費          | 8,347,847  | 7,632,513  | 8,785,877  |
| 投資的経費          | 2,380,815  | 4,990,583  | 1,782,862  |
| うち普通建設事業       | 2,324,218  | 4,915,091  | 1,782,322  |
| その他            | 9,400,942  | 10,427,475 | 10,163,182 |
| 過疎対策事業費        | 3,627,430  | 6,669,475  | 4,223,431  |
| 歳入歳出差引額 C(A-B) | 329,982    | 645,446    | 380,248    |
| 翌年度へ繰越すべき財源 D  | 116,402    | 11,684     | 8,572      |
| 実質収支 C-D       | 213,580    | 633,762    | 371,676    |
| 財政力指数          | 0.29       | 0.27       | 0.27       |
| 公債費負担比率        |            |            |            |
| 実質公債費比率        | 16.4       | 9.0        | 9.2        |
| 起債制限比率         |            |            |            |
| 経常収支比率         | 80.2       | 85.4       | 93.2       |
| 将来負担比率         | 85.6       | 34.3       | 26.3       |
| 地方債現在高         | 22,805,093 | 25,564,956 | 27,703,941 |



表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

| 区分                |      | 昭和55年度末 | 平成2年度末 | 平成12年度末 | 平成22年度末 | 令和元年度末  |
|-------------------|------|---------|--------|---------|---------|---------|
| 市町村道改良率(%)        | 旧名寄市 | 12.11   | 39.28  | 49.77   | 55.40   | 56.35   |
|                   | 旧風連町 | -       | -      | 55.81   |         |         |
| 市町村道舗装率(%)        | 旧名寄市 | 11.53   | 27.41  | 40.09   | 47.73   | 48.94   |
|                   | 旧風連町 | -       | -      | 49.92   |         |         |
| 農道延長(m)           | 旧名寄市 | -       | -      | 31,932  | 238,605 | 237,727 |
|                   | 旧風連町 | -       | -      | 205,703 |         |         |
| 耕地1ha当たり農道延長(m)   | 旧名寄市 | -       | -      | -       | -       | -       |
|                   | 旧風連町 | -       | -      | -       |         |         |
| 林道延長(m)           | 旧名寄市 | -       | 12,156 | 21,190  | 60,042  | 60,018  |
|                   | 旧風連町 | -       | 10,563 | 36,514  |         |         |
| 林野1ha当たり林道延長(m)   | 旧名寄市 | -       | -      | 0.161   | 0.125   | 0.125   |
|                   | 旧風連町 | -       | -      | 0.112   |         |         |
| 水道普及率(%)          | 旧名寄市 | 82.19   | 78.14  | 86.06   | 93.16   | 93.62   |
|                   | 旧風連町 | 66.58   | 82.26  | 77.59   |         |         |
| 水洗化率(%)           | 旧名寄市 | 16.5    | 82.3   | 89.6    | 94.9    | 98.5    |
|                   | 旧風連町 | -       | -      | 88.9    |         |         |
| 人口千人当たり病院の病床数(床)  | 旧名寄市 | 24.9    | 27.2   | 32.2    | 25.7    | 25.1    |
|                   | 旧風連町 | 2.6     | -      | -       |         |         |
| 人口千人当たり診療所の病床数(床) | 旧名寄市 | 4.6     | 4.4    | 3.4     | 2.0     | 0.7     |
|                   | 旧風連町 | 2.6     | 3.0    | -       |         |         |

主要公共施設の整備については、市民福祉の向上と地域住民が安心して暮らせるまちづくりを目指して、厳しい財政状況の下でも、各種公共施設などの整備・充実に努めてきました。

生活と生産の基盤である市道の整備状況については、年々向上しているものの、令和元年度末現在の改良率 56.35%、舗装率 48.94%と低水準にあり、幹線道路を中心とした計画的な整備が不可欠となっています。また、冬期間における快適な生活空間の確保と交通安全対策のため、国道・市道を合わせた総延長 2,600mの融雪溝が整備されています。

生活環境施設では、上水道、下水道、市営住宅、都市公園、一般廃棄物最終処分場などを計画的に整備し、令和元年度末の水道普及率は 93.62%、水洗化普及率は 98.5%となっており、衛生センター、炭化センター及び名寄地区広域最終処分場については、名寄地区衛生施設事務組合（1市2町1村）で運営しています。

また、農村地区における生活改善のため個別排水処理事業を実施しており、市民の生活環境は年々向上しています。今後も浄水場や下水処理場の老朽機器更新、上下水道の計画的な整備や施設の長寿命化などの取組を進めていく必要があります。

保健医療福祉施設では、保健センター、総合福祉センター、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、市立総合病院などを計画的に整備してきました。特に、市立総合病院は、道北三次医療圏の地方センター病院として、救急医療及び高度急性期・急性期医療を中心とした医療を展開し、さらに災害拠点病院、臨床研修病院、周産期母子医療センターなど、道北地方の基幹病院として多くの役割を担っています。今後も、市立総合病院における医療スタッフの人材確保をはじめ、地域型救命救急センターの安定した運用や高度・救急医療充実のための医療機器整備など、計画的に進めていく必要があります。

教育・文化・スポーツ施設については、まず教育施設では老朽化した小中学校の改築、大規模改修を進めてきましたが、今後も適正規模、適正配置に留意しながら計画的に整備を進める必要があります。次に文化施設では、市民の活動拠点として市民文化センター、北国博物館、地域交流センター、天文台などの整備を進めてきましたが、今後も高度化・多様化する学習ニーズに対応するため、施設整備の充実を図ります。また、スポーツ施設では、スポーツセンター、なよろ健康の森、ピヤシリスキー場、ピヤシリシャンツェなどの施設整備を計画的に進めてきました。今後は、これら市のスポーツ施設をはじめ道立サンピラーパークなどを活用したスポーツ合宿などを積極的に誘致し、交流人口の拡大を図ります。

#### （４）地域の持続的発展の基本方針

本市では、合併後の平成 19 年 3 月に、新名寄市総合計画（第 1 次）を策定し、「自然の恵みが人と地域を育み 市民みんなで創る 心豊かな北のまち・名寄」の実現を目指してまちづくりを進めてきましたが、昨今の人口減少や少子高齢化による人口構造の変化、経済の停滞、自然災害に対する市民意識の高揚、広域連携や地方創生の推進など社会情勢の大きな変化に的確に対応するため、平成 29 年 3 月に、「人づくり」、「暮らしづくり」、「元気づくり」を基本理念とする名寄市総合計画（第 2 次）を策定し、「自然の恵みと財産を活かし みんなでつくり育む 未来を拓く北の都市・名寄」を将来像に掲げ、市民と行政が協働のもと、これからも誰もが住み続けたいと思える持続可能なまちづくりを進めています。これを、本市における地域の持続的発展の基本方針とし、この将来像の実現に向け、次の 5 つの基本施策を推進します。

##### ○「市民と行政との協働によるまちづくり」

市民がまちづくりに参加できる機会を広げ、故郷への誇りと愛着が育まれるまちづくり推進します。

また、情報公開を積極的に進め、市政に関する情報の共有を図るととも

に、人権尊重、男女共同参画の推進を図ります。

さらに、行財政改革を推進し、行政運営の見直しを行うとともに、ICTを活用した市民サービスの向上に努め、持続可能なまちづくりのため、効果的・効率的な行政運営を推進します。

○「市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり」

住み慣れた地域で、こども、高齢者、障がい者などすべての市民が、互いに支え合いながら、自分らしく生きるための「自立と共生」の地域社会づくりを目指します。

市民誰もが安心して健やかに暮らしていくことができるように、保健医療福祉の連携をさらに進めるとともに、民生委員児童委員をはじめとする市民の方々と協働して、みんなにやさしい福祉のまちづくりを推進します。

○「自然と調和した環境にやさしく快適で安全安心なまちづくり」

豊かな自然環境の保全を図るとともに、快適な居住環境の整備、ごみの適正処理のための体制と施設など、生活環境の整備を推進します。また、消防・救急、防災、交通安全など、生活安全対策の強化に努めます。

さらに、都市機能を集約した配置による効率的な行政サービスの提供を目指し、人口減少や少子高齢化に対応するコンパクトなまちづくりを推進します。また、交通ネットワークの整備や道路・公園・上下水道・公営住宅などの都市基盤施設の維持や冬の道路環境の向上など、継続して、安全安心なライフラインの確保に努めます。

○「地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまちづくり」

収益性の高い農業生産や農畜産物の付加価値向上に向けた取組、農業・農村の理解を深める交流を推進します。また、森林施業の集約・効率化を図りながら民有林の造林を進め、森林保全と林業の振興に努めるとともに、持続可能な農林業を構築するため、担い手の育成・確保を推進していきます。さらに、活力溢れる中心街、農林業と商工業が融合した産業の振興を図るとともに、雇用の安定に努め、地域資源を活用した体験メニューの充実などにより、国内旅行者はもとよりインバウンド観光を推進していきます。

○「生きる力と豊かな文化を育むまちづくり」

未来を担う子どもたちが、多様な可能性を伸ばすことができるよう、教育・保育施設から名寄市立大学、さらに家庭や地域社会がそれぞれの役割を果たし、「生きる力」を育む教育に努めます。

また、すべての人が生涯にわたって学習し、質の高い文化・芸術に親しみ、ライフステージに応じたスポーツ活動ができる環境をつくり、市民が

誇れる優れた人材の育成に努め、豊かで活力あるまちづくりを進めます。

#### （５）地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展の基本方針に基づき、本計画期間内において達成すべき計画全般に関わる基本目標を下記のとおりとします。

| 項目      | 基準値             | 目標値             | 説明                           |
|---------|-----------------|-----------------|------------------------------|
| 合計特殊出生率 | 1.52<br>(2020)  | 1.52<br>(2025)  | 1人の女性が生涯を通じて生む子どもの平均数に相当する指標 |
| 人口の社会減  | ▲269人<br>(2021) | ▲294人<br>(2025) | 人口の社会減の人数                    |

#### （６）計画の達成状況の評価に関する事項

本計画は本市の最上位計画である総合計画と整合性を取った内容であることから、外部有識者等で組織する総合計画審議会において実施している事務事業評価やローリング協議を通じて、本計画についてもPDCAサイクルを回しながら、毎年度、達成状況についての評価を行います。

#### （７）計画期間

本計画の期間は、令和３年４月１日から令和８年３月３１日までの５カ年間とします。

#### （８）公共施設等総合管理計画との整合

名寄市公共施設等総合管理計画における適正な管理等に関する基本的な考え方は次のとおりです。

##### ①公共施設

- ・保有する公共施設の総延床面積（施設総量）を人口減少や人口構造の変化を見据え、13%縮減します。
- ・新規整備は原則行わず、施策を推進するため必要な場合は、中長期的な総量規制の範囲内（目標縮減率）で、様々な側面からその効果を検討して行います。
- ・施設を更新（建替）する場合は、集約化・複合化等を検討し、施設総量を縮減します。
- ・施設の活用においては、点検・診断を実施し、計画的な維持補修をすることで、長寿命化を推進し、今後の財政状況を踏まえながら、費用の効率化を図ります。

- ・用途廃止した施設で、売却・貸付けなどが見込めない場合は、周辺の環境・治安への悪影響やランニングコストの縮減のために取壊しを基本とします。
  - ・施設によっては、既に策定されている各計画を基本としながら、当計画との整合性を図り、必要に応じて適宜見直していきます。
- 名寄市公営住宅等長寿命化計画、名寄市立小中学校施設整備計画

## ②インフラ施設

- ・道路、橋梁、河川、上下水道、公園、農道・用排水施設といった施設種別ごとに、その役割や機能、整備状況、老朽化の度合いなどから方向性を検討し、必要に応じて個別の長寿命化計画などを策定し、既に策定されている各計画については、それを基本としながら、当計画との整合性を図り、適宜見直していきます。
- 名寄市橋梁長寿命化修繕計画、名寄市公共下水道ストックマネジメント計画、名寄市公園施設長寿命化計画
- ・人口減少や人口構造の変化を見据え、保有するインフラ施設の利用状況に応じて、施設の廃止・縮小を検討していきます。
  - ・上下水道については、社会情勢や経済状況などの経営全般の視点での検討が必要であるため、既に策定されている経営計画との整合を図り、計画的な維持管理及び更新を行っていきます。
- 名寄市水道事業経営戦略、名寄市下水道事業経営戦略

本計画におけるすべての公共施設などの整備については、名寄市公共施設等総合管理計画に適合するものであり、上記の基本的な考え方にに基づき、公共施設などの整備、維持管理を図っていきます。

しかしながら、多くの施設において老朽化が進んでおり、すべての施設に対応する財政的な余力がない本市の状況から、公共施設の安全性、機能性、経済性、劣化状況の5つの観点から総合的に判断し、長寿命化、集約化、転用、除却などの対策を実施していきます。

## 2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### 【現況と問題点】

#### （１）移住・定住

全国的な人口減少や急速な高齢化、首都圏などへの人口一極集中が続いており、本市においても人口減少により、地域づくりの活動を担う人材不足など地域経済への影響や地域活力の減退が一層懸念されています。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活様式の変化や働き方改革が進み、地方への移住ニーズが高まっています。移住希望者に対する総合的な情報提供や受入体制の整備、住みよい環境を整え、将来にわたり活力ある地域を維持するために、交流・関係人口の創出・拡大及び移住・定住の推進に向けた取組が必要となっています。

#### （２）地域間交流

本市では、姉妹都市の山形県鶴岡市、交流自治体の東京都杉並区、道内外のふるさと会との国内交流、姉妹都市のカナダ国カワーサレイクス市リンゼイ、友好都市のロシア連邦ドーリンスク市及び台湾との国際交流など、市民団体などとの連携・協力により国内外の交流を推進しています。

全国的な人口減少や少子高齢化が進行するなか、過疎地域において、都市をはじめとする他の地域と交流を進めることは、自地域の魅力を再認識する機会になるとともに、経済的、社会的、文化的な側面などで大きな効果をもたらすものであり、「地域力」の向上など持続的発展を図るうえで重要な施策であることから、継続して取り組む必要があります。

#### （３）人材育成

本市では少子高齢化の進展による人口減少などにより、地域の産業を支える担い手の不足などの課題が生じています。本市が今後も持続的に発展していくためには、次代を担う人材の確保・育成が特に重要であることから、様々な分野において人材及び団体の育成が必要です。

### 【その対策】

#### （１）移住・定住

- ① 移住・定住の促進のため、首都圏などでのPRや移住情報の発信に努めます。
- ② 本市への移住を希望する方に対し、移住体験ツアーなどを通じて人と

人とのつながりが作れるよう、地域の方々と連携した受入を行います。

- ③ 交流人口及び関係人口の創出・拡大につながるよう、ワーケーションなどにも取り組み、併せて東京圏などからのU I J ターンの促進及び地方の担い手不足対策への支援事業に取り組みます。
- ④ 地域おこし協力隊などを活用し、地域外からの人材を誘致し定住を図ります。

## (2) 地域間交流

地域間交流を行う市民団体などと連携して、本市が有する「人」や「モノ」などの地域資源を活かした交流活動を展開し、魅力あるまちづくりを進めるとともに、ふるさと会の活動を支援することにより、交流人口や関係人口の拡大を図ります。

さらに、海外の姉妹都市や友好都市などとの交流を通じて、国際感覚を持つ人材の育成や交流人口の拡大など、異文化交流を通じた地域の活性化を図ります。

- ① 国内の姉妹都市山形県鶴岡市や交流自治体東京都杉並区との交流を推進します。
- ② 道内外のふるさと会との交流を推進します。
- ③ 海外の姉妹都市カワーサレイクス市リンゼイや友好都市ドーリンスク市、台湾との交流を推進します。

## (3) 人材育成

農業、経済及び教育をはじめとする様々な分野において、地域社会の担い手となる人材や団体の育成に努めます。

| 項目            | 基準値            | 目標値            | 説明                               |
|---------------|----------------|----------------|----------------------------------|
| 移住件数          | 13 件<br>(2018) | 30 件<br>(2025) | 移住サポートによるまたは転入アンケートによる移住件数       |
| 名寄で人づくり事業利用件数 | 4 件<br>(2021)  | 4 件<br>(2025)  | 中小企業振興条例に基づく補助金を利用して資格を取得した各年の件数 |

## 【計画】

| 持続的発展<br>施策区分          | 事業名<br>(施設名)      | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                           | 事業主体 | 備考 |
|------------------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|
| 1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 |                                                                                                                                                                                                                                                                                |      |    |
|                        | 移住・定住             | <p>移住定住促進事業</p> <p>事業内容: 首都圏などでの移住相談会への参加など各種PR活動などから移住促進を図るほか、本市の魅力発信により関係人口の創出につなげ、地域振興を図ることが必要。</p> <p>必要性: 人口減少の抑制に向けたUターン・Iターン等の促進及び定住人口の拡大を図るため。</p> <p>効果: 移住者獲得や関係人口増加による地域活性化の推進が図られる。</p>                                                                            | 名寄市  |    |
|                        | 地域間交流             | <p>姉妹都市・友好都市等との交流事業</p> <p>事業内容: 市民団体などとの連携により、国内外との交流活動を推進する。</p> <p>必要性: 過疎化が進行するなか、まちの持続的発展を図るため、地域間交流を促進することにより、交流人口や関係人口の拡大を通じた「地域力」の向上に取り組むことが必要。</p> <p>効果: 市民団体などへの支援を通じて、各地域と文化、教育、経済など様々な分野にわたる交流活動を促すことにより、地域振興への寄与が期待されるほか、国際性豊かな青少年の育成や交流人口拡大による地域活性化などが図られる。</p> | 名寄市  |    |



### 3. 産業の振興

#### 【現況と問題点】

##### (1) 農 業

本市の農業は、土地、水利、交通など恵まれた条件を背景に、基幹産業として地域の発展を担ってきました。

平成27年度の経営耕地面積は9,995haで、このうち田は5,408ha、畑4,578haとなっており、主な作物は水稻、小麦、馬鈴薯、豆類、甜菜のほか、野菜（アスパラガス、南瓜、スイートコーンなど）や施設園芸作物など多様な農産物が生産されています。畜産では、経営規模の拡大により飼養頭数の増加と生産性の向上が図られています。

また、平成27年の農家戸数593戸から令和2年までの5年間で132戸減の461戸となっており、平成12年からは、後継者不足により農家戸数は5割以上減少しています。

農家戸数や農業労働力の減少、農業従事者の高齢化が進行するなかで、今日まで農業の近代化のため各種制度を積極的に導入し、土地改良事業や農業近代化施設、機械の整備を計画的に実施し、生産性の向上、農作業の省力化、コスト低減を図ってきました。しかしながら、米をはじめとする農畜産物価格は、少子高齢化による国内消費の縮小や輸入農畜産物との競合などにより低迷するとともに、人手を多く必要とする高収益作物の作付けが減少傾向にあるなど、農業所得の確保が難しくなっています。

##### 1. 農家戸数

単位：戸

| 年    | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年 |
|------|-------|-------|-------|-------|------|
| 農家戸数 | 1,075 | 935   | 714   | 593   | 461  |

(資料：農林業センサス)

##### 2. 経営規模別農家戸数

単位：戸

| 区分    | 1.0ha未満 | 1.0～3.0ha未満 | 3.0～5.0ha未満 | 5.0～10.0ha未満 | 10.0～20.0ha未満 | 20.0ha以上 | 合計  |
|-------|---------|-------------|-------------|--------------|---------------|----------|-----|
| 平成22年 | 85      | 57          | 77          | 161          | 231           | 136      | 747 |
| 平成27年 | 62      | 37          | 61          | 121          | 186           | 157      | 624 |
| 令和2年  | 42      | 29          | 39          | 82           | 150           | 161      | 503 |

(資料：農林業センサス)

### 3. 農業従事者の年齢別構成の推移

単位：人

| 年     | 15～29歳 | 30～59歳 | 60～64歳 | 65歳以上 | 従事者総数 | 戸当たり従事者数 |
|-------|--------|--------|--------|-------|-------|----------|
| 平成22年 | 71     | 722    | 190    | 622   | 1,605 | 2.2      |
| 平成27年 | 64     | 580    | 202    | 465   | 1,311 | 2.1      |
| 令和2年  | 33     | 435    | 155    | 411   | 1,034 | 2.1      |

(資料：農林業センサス)

### 4. 新規就農者数の推移

単位：人

| 年度     | 学卒 | Uターン | 新規 | 計  |
|--------|----|------|----|----|
| 平成29年度 | 1  | 4    | 2  | 7  |
| 平成30年度 | 2  | 9    | 0  | 11 |
| 令和元年度  | 2  | 6    | 0  | 8  |
| 令和2年度  | 2  | 1    | 4  | 7  |

(資料：経済部)

このような状況にあつて、本市の農業が今後とも基幹産業として発展していくためには、生産基盤の計画的な整備やICTの活用、新たな栽培技術の導入による生産性の向上、農作物のブランドの確立、クリーン農業技術の普及、また新規就農者や法人化による地域農業を支える多様な担い手の育成・確保、消費者ニーズに対応した安全で良質な農畜産物の生産、さらには農畜産物の加工による付加価値の向上などを総合的に進め、新たな国際環境に対応できる体質の強い農業・農村の振興を図る必要があります。

## (2) 林業

本市の森林面積は33,384haで、行政面積の62.3%を占めており、その内訳は国有林8,627ha、民有林24,757ha(道有林9,842ha、市有林2,486ha、私有林12,429ha)となっています(北海道林業統計：令和2年4月1日による)。

本市の森林は、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林分と、大径木の広葉樹が形成する天然性林分の林分構成となっています。

森林の所在地は、大きく分けて天塩川の西部地区、名寄川の東部から風連日進地区、智恵文地区の三つの地区に分けることができ、地区ごとに森林の特性があります。

森林は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の維持・増進はもとより、温室効果ガスの吸収による地球温暖化防止や、生物多様性の保全など21世紀が抱える地球規模の環境問題に対してその果たす役割に大きな期待が寄せられています。

しかし、木材価格は円高基調により輸入材と地域材の価格差が緩和されているものの依然低迷が続き、生産コストの増大などにより、林業を取り巻く環境は年々厳しくなっており、森林所有者の森林整備意欲は減退してきています。

今後も、適切な森林整備を推進していくため、森林経営計画に基づく造林・間伐の集約化、林道・作業路の整備などを行い生産コストの低減を図り、安定的な木材供給体制の整備と林業労働者の育成・確保に努めていきます。

### (3) 商 業

本市は、北北海道の交通、医療、教育などの中核都市として広い生活圏を形成し、それに伴い幅広い商圈人口を確保してきました。

本市における卸・小売業について、平成28年の経済センサスによると、年間商品販売額が622.9億円、商店数が318店、従業員数が2,326人となっており、4年前の平成24年（経済センサス）と比較すると、販売額で146.3億円（増加率30.7%）、商店数で14店（増加率4.6%）、従業員数で368人（増加率18.8%）と、すべての指標で増加しています。要因としては、飲食サービスの多様化による卸・小売業の開業の助長や平成23年東日本大震災による一時的な落ち込みからの回復と考えられます。

一方、過疎化による人口減、消費者ニーズの多様化、交通体系の変化、大型店の出店による購買力の郊外流出、後継者不足などによる中心市街地などの商店街の空洞化が進んでおり、商業を取り巻く環境は年々厳しくなっています。

こうしたなかで、活気ある商業活動を展開するため、消費者ニーズに対応した魅力ある商店街づくりを関係機関・団体と一体となって進めていきます。

### (4) 情報通信産業

本市の中小企業などにおけるI o Tの導入は、情報通信基盤が脆弱であることなどから他地域と比べ遅れている状況にあります。令和3年度中の完了に向け、市内の光ファイバ未整備地域へ、国の「高度無線環境整備推進事業」を活用し通信ケーブルの設置工事を進めています。これにより、都市との情報通信格差が解消され市民が必要な情報を容易に入手できるようになることから、行政サービスの向上、企業誘致、医療、観光やスマート農業などの幅広い分野での活用を進めてまいります。

### (5) 工 業

本市の工業は、食品・木材などの素材型、地域資源型の業種が中心ですが、事業所数、従業者数ともに減少傾向にあります。特に、製造品出荷額及び付加

価値額の約8割を占める「パルプ・紙・紙加工品製造業」の大幅な縮小が見込まれ、依然として厳しい状況が続きます。

地場企業の育成と経営体質の強化のため、各種補助制度と融資制度の拡充を図るとともに、あらゆる研修・研究機関を活用し、高度技術・新技術の習得と集積に努めます。

また、企業立地を推進するため、優遇措置の拡充や情報収集体制の強化などを図ります。

#### **(6) 地場産業の振興と起業の促進**

地場製品については、これまでも品質の改善に取り組みながら、地元農畜産物の加工など、より付加価値の高い製品化に努めてきました。

今後も、安定した販路を確保するために、技術の向上を図り、創業や起業を含めた地場企業の育成強化を推進していく必要があります。

#### **(7) 企業誘致**

地場産業の育成と同様に、就労機会の拡大や就業者の安定雇用などにつながる企業誘致は重要な課題であります。これまで工業団地の整備、労働力の確保、輸送体系の確立など諸条件の整備を進めてきました。

今後は、公設研究機関などとの連携を強化するなど、地域の特性や資源を活かしながら、地域経済の活性化につながる企業誘致に努め、新しい産業の創出を図る必要があります。

#### **(8) 観光開発**

本市は、自然、スポーツ、文化的観光資源を多数保有しており、近年の自然志向・健康志向の強まりや北海道縦貫自動車道の整備などによる観光ニーズの増大を見据え、既存観光資源の保全及び充実、有効活用を進めるとともに、新たな観光資源の掘り起こしに努めます。

また、広域観光ルートの開発や観光企画・イベントの充実、観光情報提供体制の充実、案内板や標識などサインの充実、農業など他産業との連携による観光の展開など、総合的な取組を推進し、地域資源を活かした本市ならではの自然や食を楽しめる体験型・滞在型の観光地づくりを目指します。

### **【その対策】**

#### **(1) 農 業**

本市の農業・農村が、地域の貴重な財産として安定的に発展していくためには、安全で良質な食糧の安定生産を基本に、農業者の創意工夫により希望と誇

りを持って営農できる環境づくりを促進し、国際環境に対応できる体質の強い農業の展開を図ることが求められています。

そのため、名寄市農業・農村振興計画の目指す姿の実現に向け、農業者、関係機関・団体が一体となって、効率的・安定的な農業経営の確立に努めていきます。

- ① 本市農業の基幹作物である水稻の長期的・安定的な生産と、乾燥調製施設などの利用による品質の均一化、ICTの活用や機械化による効率化・コスト削減に取り組み、実需者ニーズに応える米づくりを目指します。
- ② 農業振興センターを核とする栽培・管理の指導体制を強化し、野菜や薬用作物などの高収益作物の導入や麦・大豆などの畑作物における収量の増加による農業所得の向上を図るとともに、ICTや省力化栽培技術の導入、選別や調製施設の共同利用による効率化を図ります。また、農畜産物の6次化による有利販売・付加価値向上を図ります。
- ③ 優良農地の保全と生産性向上に必要な圃場の大区画化や暗渠排水、土層改良、用排水路など、農業経営の安定と収益の拡大を図るため基盤整備を計画的に進めます。また、堆きゅう肥の施用、緑肥などの有機物施用や適切な輪作体系の確立など、総合的な土づくりに努めます。
- ④ 清涼な気候などクリーンな生産環境を最大限に活かして、消費者ニーズに対応した安全で良質な農畜産物を安定的に生産・供給する環境調和型農業に努めます。
- ⑤ 「名寄市農業・農村振興条例」及び「名寄市新規就農者等に関する条例」に基づき、農業後継者はもとより、新規参入者、農地所有適格法人、コントラクターなどを含めた総合的な担い手対策を図ります。また、農業担い手の研修や農業支援の拠点施設として、農業振興センターの機能強化と農業担い手育成センターの充実を図ります。
- ⑥ 「地産地消」の推進により、消費者と生産者が「顔が見え、話ができる」関係の構築や地元の農産物・食品を購入する機会の提供など地域農業と関連産業の連携を図ります。また、農業体験や学校給食に地場農産物を使用することで、食に関する理解と関心の高まりなど、食育の推進を図ります。
- ⑦ 畜産については、法人化による合理的な大規模経営と家族労働による専業経営を基本とする機械・施設の共同利用や共同作業の推進、哺育・育成センターの活用による分業化、転作田や遊休農地の活用、交換耕作などの実施による自給飼料の向上に努めます。また、農林水産物処理加工施設及び食肉センターの利活用により、畜産の振興を図ります。
- ⑧ 現在の農業を取り巻く情勢は、貿易の自由化による国際化が進むなか、WTO・EPA/FTA・TPPなどの規制緩和により厳しい状況になっていきます。また、国内においては少子高齢化による消費の縮小が起きて

います。これからは、経営に着眼した農業の推進と地域が一丸となった「なよろブランド」の確立や産地確立、農産物の輸出を含めた販路拡大に重点を置いた取組に努めます。

- ⑨ 農地の保全や農業農村の多面的な機能を活かすため、農村集落における共同取組活動などを支援します。
- ⑩ 有害鳥獣による農作物への被害防止に向け、地域が一体となった被害防止活動に取り組みます。

## （２）林 業

森林は、国土保全、水源のかん養など多くの公益的機能を有しているほか、地球温暖化の防止のため二酸化炭素吸収源として大きな役割を果たしていることから、安易な林地開発の防止に努め、農林業、商工業などと調和のとれた土地利用計画を推進します。

また、農村景観や恵まれた森林資源の有効利用のため森林整備を推進します。

- ① 主伐期を迎える人工林については、計画的で効率的な伐採を推進し、森林の更新を計画的に実施します。
- ② 下刈り、間伐、枝打ちなどの保育事業を積極的に推進し、健全森林整備を実施します。
- ③ 森林施業の共同化を推進し、森林組合への施業委託の推進を図ります。
- ④ 林業生産活動の担い手である林業従事者と林業後継者の育成確保と福祉の向上を図るため、労働条件や安全面での改善に努めます。
- ⑤ 林道、作業路の整備を推進し、森林整備などの作業の効率化と低コスト化を図ります。

## （３）商 業

関係機関・団体と一体となって、賑わいがある魅力的な商店街づくりなど商業の活性化に努めていきます。

- ① 駅前交流プラザ「よろーな」を中心に商工団体や商店街の連携を推進し、まちなかの賑わい創出に努めます。
- ② 中心市街地の活性化を図るため、空き店舗の活用促進など商店街活性化を進めます。
- ③ 商業活動活性化のため、商工会議所・商工会をはじめ商店街団体などの活動を積極的に支援します。
- ④ 中小企業・商店の経営安定のため、近代化の推進に努めるとともに、各種研修制度の積極活用、企業診断・指導の充実、融資制度の拡充などに努めます。

- ⑤ 「名寄市企業立地促進条例」並びに「名寄市中小企業振興条例」に基づき、地場企業などに対する支援を積極的行います。

#### (4) 情報通信産業

I C TやA I、ロボットなどの技術を活用し、農林業をはじめ、ものづくりや観光、建設業など、様々な場面での活用を積極的に進め、生産性の向上やサービス業の高付加価値に加え労働力不足の解消など、様々な課題の解決に向けた取組を推進します。

#### (5) 工業

既存企業の近代化、経営基盤強化のため、各種補助制度の充実、融資制度の拡充を図ります。

- ① 地場企業の経営安定のため、個別経営相談の徹底、研修制度の活用を推進します。
- ② 「名寄市企業立地促進条例」並びに「名寄市中小企業振興条例」に基づき、地場企業などに対する支援を積極的行います。

#### (6) 地場産業の振興と起業の促進

地場産業の振興と企業の促進は、地域経済の活性化や新たな雇用を生み出すうえで重要であることから、創業・起業を含めた地場企業の育成を図ります。

#### (7) 企業誘致

幅広い分野で効果が期待できる企業誘致については、既に立地している企業の規模拡大や、本市の特色を活かした新規の企業誘致など、各関係機関と連携を図りながら促進します。

特に、道北地域に豊富に賦存する木質バイオマス資源など自然環境を活用したエネルギー関連産業、そのグリーン電力の導入を背景に積雪寒冷な気候や地震などの災害が少ない地域である特性から、電力多消費型産業であるデータセンター、北海道縦貫自動車道などの交通インフラを活かした物流関連産業などの誘致に資する制度の充実を図ります。

- ① 先進企業への技術習得派遣、公設研究機関の活用、共同研究など、技術水準の向上と経営基盤の強化を図ります。
- ② 地域の資源、気象条件、人材を活かした技術開発を進め、新しい産業の創出と企業誘致に取り組みます。
- ③ 名寄市企業立地促進条例に基づき、企業立地への支援に取り組みます。
- ④ 道北地域に豊富に賦存する木質バイオマス資源の集積を図り、企業誘致につなげます。

## (8) 観光開発

豊富な自然環境との調和を基調とし、オンリーワンの体験型・滞在型観光を開発・推進するとともに、地域資源の活用や農業などのほか産業との連携により、食を通じた観光にも取り組みます。また、道北地域の拠点都市として広域観光のさらなる推進に努めます。

- ① スキー、カーリングなどの冬季スポーツに係る各種大会の誘致や合宿の里（拠点）づくりを、市民一体となって進めます。
- ② 観光関係業務を行うなよろ観光まちづくり協会などに対する支援を積極的に行います。
- ③ 日進地区の整備などを計画的に実施します。
- ④ 日進地区にある道立公園サンピラーパーク、天文台などと連動させたイベントの実施・情報発信に努めます。

| 項目                | 基準値               | 目標値               | 説明                             |
|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------------------|
| 新規就農者数            | 2人<br>(2021)      | 7人<br>(2025)      | 年度ごとの新たに就農する農業後継者・新規参入者数       |
| 食育に関心がある市民の割合を増やす | 86.1%<br>(2021)   | 89.2%<br>(2025)   | アンケート調査において「食育に関心がある」と回答する人の割合 |
| 1頭あたり平均生乳生産量      | 9,465kg<br>(2021) | 9,560kg<br>(2025) | J Aに出荷される生乳生産量から算出             |
| 市有林皆伐面積           | 17.57ha<br>(2021) | 15ha<br>(2025)    | 市有林における皆伐の実施面積                 |
| 創業支援事業を活用した創業件数   | 1件<br>(2021)      | 1件<br>(2025)      | 補助金を活用して創業した件数                 |
| 観光消費額             | 18億円<br>(2021)    | 30.8億円<br>(2025)  | 観光消費額（名寄市観光振興計画参考）             |

## 【計画】

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名) | 事業内容                           | 事業主体 | 備考 |
|---------------|--------------|--------------------------------|------|----|
| 2.産業の振興       | (1)基盤整備      |                                |      |    |
|               | 農業           | 水利施設整備事業 基幹水利施設保全型<br>(名寄幹線地区) | 北海道  |    |
|               |              | 水利施設等保全高度化事業(ちえぶん地区)           | 北海道  |    |



|                   |                                                |                                                                                                                                                                             |     |  |
|-------------------|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--|
|                   |                                                | 農地整備事業 経営体育成型(風連東第3地区) 区画整理                                                                                                                                                 | 北海道 |  |
|                   |                                                | 水利施設整備事業 一般型(西名寄幹線地区)                                                                                                                                                       | 北海道 |  |
|                   |                                                | 農地整備事業 経営体育成型(曙第1地区) 区画整理                                                                                                                                                   | 北海道 |  |
|                   |                                                | 国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)天塩川地区                                                                                                                                              | 名寄市 |  |
|                   |                                                | 国営施設機能保全事業(風連地区)                                                                                                                                                            | 名寄市 |  |
|                   |                                                | 水利施設管理強化事業(一般型)天塩川地区                                                                                                                                                        | 名寄市 |  |
|                   |                                                | 防衛施設周辺整備事業                                                                                                                                                                  | 名寄市 |  |
|                   | 林業                                             | 市有林造林事業<br>植林、下刈り、除間伐、枝打ち、作業路                                                                                                                                               | 名寄市 |  |
|                   | (7)商業                                          |                                                                                                                                                                             |     |  |
|                   | その他                                            | 中小企業特別融資預託事業                                                                                                                                                                | 名寄市 |  |
| (9)観光又はレクリエーション   | ピヤシリスキー場整備事業<br>圧雪車更新、リフト施設補修、ゲレンデ整備、スマートゲート整備 | 名寄市                                                                                                                                                                         |     |  |
|                   | なよろ温泉整備事業                                      | 名寄市                                                                                                                                                                         |     |  |
| (10)過疎地域持続的発展特別事業 |                                                |                                                                                                                                                                             |     |  |
|                   | 第1次産業                                          | 食育推進事業<br>事業内容:健康的な食習慣を身につけるとともに、地産地消の推進、農業の持つ教育力や多面的な機能を体験し学習する取組への支援を行う。<br>必要性:農業への関心と理解を深める活動の推進を図る。<br>効果:研修会や農業体験を通じて農業の関心や理解を深めるとともに、食育を推進して基幹産業である農業の推進と地域活性化が図られる。 | 名寄市 |  |

|  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |     |  |
|--|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--|
|  |  | <p>農業担い手育成確保対策事業</p> <p>事業内容：次世代を担う新規就農者（農家後継者・新規参入者）や後継者などのパートナー確保対策、及び意欲と能力のある担い手の育成のため、女性農業者、農業青年の活動などを支援する。また、就農希望者に名寄市の農業を知ってもらうための体験実習事業を実施する。</p> <p>必要性：地域の持続的な農業を進めるため、地域農業の担い手を育成するとともに新規参入者や配偶者確保のため、広く名寄市の農業や環境を広く知ってもらう取組が必要。また、法人化など多様な担い手の育成が必要。</p> <p>効果：女性や青年団体活動、新規作物の導入や研修などの取組のほか、農業機械や施設導入などの支援により、次世代を担う農業者の育成と担い手の確保や経営の安定が図られる。</p> | 名寄市 |  |
|  |  | <p>地域農業振興対策事業</p> <p>事業内容：農畜産物の生産振興、農業振興センターにおける栽培試験や営農指導体制の充実、農業経営の近代化や農業被害などに対する利子補給などの支援のほか有害鳥獣の駆除、地場農産物の加工及び地産地消、産地PRの推進、都市と農村との交流や国際化による理解促進、環境保全などを行う。</p> <p>必要性：農業農村の持続的発展と農業構造の基盤を構築し、効率的かつ安定的な農業経営の実現を図るため。</p> <p>効果：収益性が高く、多様でゆとりのある農業経営が確立・促進されるほか、環境と調和した農業の確立や豊かさと活力のある農村の構築などが図られる。</p>                                                      | 名寄市 |  |
|  |  | <p>畜産振興対策事業</p> <p>事業内容：作業の分業化や酪農ヘルパーの活用による労働負担の軽減、乳質改善の活動支援や優良な種豚導入への支援、死亡獣畜の適切な処理などを行う。</p> <p>必要性：畜産の持続的発展に向けて、生産体制の基盤強化と効率的かつ安定的な農業経営の実現を図るため。</p> <p>効果：収益性が高く、ゆとりのある農業経営が確立・促進が図られる。</p>                                                                                                                                                               | 名寄市 |  |

|  |           |                                                                                                                                                                                                                                                                            |     |  |
|--|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--|
|  | 商工業・6次産業化 | <p>中小企業振興事業</p> <p>事業内容: 中小企業などが商業地域内で行う店舗や事務所の新增改築への支援、魅力ある商店街づくりに対する支援、中小企業の経営革新や企業に対する支援などを行う。</p> <p>必要性: 商店街の組織充実や商店街区の整備などを進め、地域に根ざした魅力ある商店街づくりを目指す。</p> <p>効果: 消費者ニーズに対応した情報、利便、快適性を備えた個性ある魅力的な商店街づくりが図られる。</p>                                                     | 名寄市 |  |
|  |           | <p>商業指導育成対策事業</p> <p>事業内容: 市内事業所の経営基盤強化を図るため、名寄商工会議所及び風連商工会などが実施する事業に対して支援を行う。</p> <p>必要性: 市内事業所の90%以上を占める中小企業は地域経済において重要な役割を果たしている。中小企業に対する経営指導の充実を図ることにより、市内経済の発展を目指す。</p> <p>効果: 中小企業の経営基盤強化及び経営革新を進めるとともに、起業意欲のある者への相談・支援を行い、新規創業へ誘導することで、市内事業所の維持及び市内経済の活性化が図られる。</p> | 名寄市 |  |
|  | 観光        | <p>観光振興事業</p> <p>事業内容: 観光興計画の推進、地域資源を活かした観光振興事業の推進、観光振興に取り組むNPOや実行委員会などへの支援などを行う。</p> <p>必要性: 観光資源の保全・有効活用や新たな観光資源の発掘を図るほか、地域活性化や広域連携の強化を図るため。</p> <p>効果: 名寄市の知名度向上のほか、道内外からの交流人口の拡大により地域経済の活性化が図られる。</p>                                                                  | 名寄市 |  |
|  | (11)その他   | 中山間地域等直接支払交付金                                                                                                                                                                                                                                                              | 名寄市 |  |
|  |           | 多面的機能支払交付金                                                                                                                                                                                                                                                                 | 名寄市 |  |

## 【産業振興促進事項】

### (1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域 | 業種                         | 計画期間                   | 備考 |
|----------|----------------------------|------------------------|----|
| 名寄市全域    | 製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等 | 令和3年4月1日～<br>令和8年3月31日 |    |

(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記【その対策】及び【計画】のとおり。

なお、本区域における産業の振興については、必要に応じて、周辺市町村及び北海道との連携に努めます。

## 【公共施設等総合管理計画等との整合】

(1) 産業系施設の基本方針

利用者の利便性・機能性の向上に資する修繕を最優先に進めます。また、機能・性能あるいは安全性を維持していくために、適時改修、修繕等を実施し、適正に維持保全していきます。

(2) スポーツ・レクリエーション系施設の基本方針

利用者の安全確保や利便性・機能性の向上に資する維持補修を優先的にを行います。

## 4. 地域における情報化

### 【現況と問題点】

情報通信技術の発展によって、インターネットを利用したオンライン申請やホームページを通じた行政情報の入手、情報検索システムの活用などが可能になり、市民と行政の関係は大きく変化してきています。

本市においても、地域のニーズに対応する形で通信事業者により市内全域に光ファイバの整備がされることとなり、いつでも、どこでも、だれもがＩＣＴを活かした行政サービスの利活用が可能となります。

今後は、市民がよりスピーディーに防災情報や行政情報を取得できるようにするだけではなく、効率的な情報化の推進と住民の利便性向上につながる各種手続きのオンライン化ができる環境の整備を進めていく必要があります。

### 【その対策】

高度で多様化する市民ニーズに対応するため、引き続き情報通信基盤の整備と地域づくりへのＩＣＴの活用を進めていくとともに、場所にとらわれない就業や企業を可能とする取組（テレワークなど）、高齢者を含めた市民における情報リテラシーの向上など、地域の諸課題解決にＩＣＴを最大限利活用していけるような取組を積極的に進めることで、行政の効率化と市民サービスの向上を図ります。

### 【計画】

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)             | 事業内容             | 事業主体 | 備考 |
|---------------|--------------------------|------------------|------|----|
| 3. 地域における情報化  | (1) 電気通信施設等<br>情報化のための施設 |                  |      |    |
|               | その他                      | 地域イントラネット設備等更新事業 | 名寄市  |    |
|               |                          | 小中学校情報機器整備事業     | 名寄市  |    |

## 5. 交通施設の整備、交通手段の確保

### 【現況と問題点】

#### (1) 道 路

本市の道路網は、旭川～稚内間を結ぶ国道 40 号と下川・紋別方面への国道 239 号を主要幹線として、一般道道 15 路線と市道 740 路線が有機的に接続しながら道路網を形成しており、それぞれ計画的な整備が進められています。

これらの道路の実延長は 758 路線 907.8 km で、このうち国道が 56.3 km、道道が 113.0 km、市道が 738.5 km（令和 2 年 4 月 1 日現在）となっています。

また、高速交通体系の確立に向けては、北海道縦貫自動車道士別釧路～名寄間の高規格道路の整備及び一般国道 40 号名寄～稚内間の規格の高い道路の整備が進められており、早期開通に向けた要望活動を継続します。

高速交通体系が促進されることにより、圏域の物流効率化、新たな雇用創出、広域周遊観光の推進、救急医療環境の向上が図られるため、道路整備を促進する必要があります。

本市の道路延長の 81% を占める市道の舗装率は 48.9% と低く、未改良路線と併せて計画的に整備を進めていく必要があります。特に、市道の都市計画区域内道路については、市街地の道路網の骨格をなすという重要な役割を担っているにも関わらず、その整備率は低く、交通対策のみならず防災、環境、バリアフリーの視点からも一層の整備が必要です。また、その他の市道についても市民の生活道路として、道路整備全体計画のなかで効果的に整備を進めていく必要があります。

農道については、生産性向上や農村における環境改善を図るため整備が必要です。橋梁については、設置から数十年が経過していることから、老朽する橋梁の増加に対応するために橋梁長寿命化修繕計画に沿って、計画に基づいた点検、整備を進め、橋梁の維持延命を図ります。

また、冬期間における安全な道路交通の確保は、特別豪雪地帯である本市にとって重要な課題であることから、除排雪体制の強化・拡大に努めてきました。今後も、快適で安全な道路空間創出のため、さらなる雪対策を展開していきます。

道路の状況

(令和 2 年 4 月 1 日現在)

| 種別 | 路線数（路線） | 実延長（km） | 舗装延長（km） | 舗装率（％） |
|----|---------|---------|----------|--------|
| 国道 | 3       | 56.3    | 56.3     | 100.0  |
| 道道 | 15      | 113.0   | 106.1    | 93.8   |
| 市道 | 740     | 738.5   | 361.4    | 48.9   |
| 計  | 758     | 907.8   | 523.8    | 57.7   |

(資料：建設水道部都市整備課)

## (2) 交 通

現在、鉄道交通は宗谷本線のみであり、旭川から稚内までがつながる鉄道として大きな役割を果たしています。道北地域の人口減少からも鉄道利用者数が減少してきていますが、本市のみならず、圏域内の生活や経済活動に必要な公共交通として維持存続に向けた取組が重要であります。

路線バスについては、道北バスが旭川市から本市まで運行する名寄線、士別軌道が士別市から風連地区まで運行する中多寄線、ジェイ・アール北海道バスが深川市から本市まで運行する深名線があります。

また、市内の路線バス事業者である名士バスは市内外に 9 路線の路線バス及び 2 つのエリアをカバーするデマンドバスを運行しています。

これらの路線バスネットワークは充実しているものの、人口減少や自動車の普及、道路網の充実などにより利用者の減少に歯止めがかからない状況にあり、厳しい運営状況となっています。

## 【その対策】

### (1) 道 路

活力ある地域社会を実現するために大きな役割を担っている北海道縦貫自動車道士別剣淵～名寄間の高規格道路の整備及び一般国道 40 号名寄～稚内間の規格の高い道路の整備状況を見据えながら、国道、道道及び市道の効果的な接続を図り、広域的な道路網の確立を目指すとともに、快適で安全な道路環境の創出に努めます。

また、都市計画道路をはじめとして市街地の生活道路、郊外地の幹線・補助幹線道路など、市民生活に密着した道路・橋梁は、計画的に整備を進め、防災や景観にも配慮した機能的で利便性の高い路線とするとともに、冬期間においても快適で安全な通行確保に努めていきます。

- ① 地域間交流と産業経済活動の活性化、高度救急医療の確保、観光振興などを図るため、北海道縦貫自動車道士別剣淵～名寄間の高規格道路の整備及び一般国道 40 号名寄～稚内間の規格の高い道路の早期完成を要望するとともに、アクセス道路の整備を進めます。
- ② 国道、道道、幹線市道の機能をより高める整備促進を図ります。
- ③ 都市計画道路や一般市道は市街地の道路網の骨格として、防災やバリアフリーに配慮した計画的な整備を進めます。
- ④ 農業の生産性向上や農村環境の改善に向け、農道を整備します。
- ⑤ 橋梁は、これから本格的な更新時期を迎えることから、橋梁長寿命化修繕計画に沿って、点検、整備を進めます。
- ⑥ 交通の安全性と快適性を高めるため道路維持機械などの整備・更新を図

ります。特に、冬期間の安全を確保するため、除雪機械の更新による除排雪体制の強化と併せて雪対策施策を講じます。

## (2) 交 通

宗谷本線の維持存続に向けて、本市単独での取組のほか、沿線自治体と連携しながら利用促進への各種取組及び関係機関に対する要望活動を行うなど、北海道や関係自治体と連携した支援にも取り組んでいきます。

また、バス路線については、維持存続に向けた運行補助の取組を行うだけでなく、バスを積極的に利用いただけるような利用促進の取組や、利便性向上に資する様々な環境整備に努めます。

| 項目             | 基準値                            | 目標値              | 説明                               |
|----------------|--------------------------------|------------------|----------------------------------|
| 幹線道路の整備延長      | 1,327m<br>(2021)               | 3,734m<br>(2025) | 幹線道路整備延長                         |
| 市街地・郊外地の道路整備延長 | 567m<br>(2021)                 | 4,053m<br>(2025) | 生活道路整備延長                         |
| 補修橋梁数          | 2 橋<br>(2021)                  | 9 橋<br>(2025)    | 長寿命化計画で策定した修繕すべき橋梁数              |
| バス利用の促進        | 19 万人<br>(2018～<br>2021<br>平均) | 19 万人<br>(2025)  | 市内運行バス利用者数（令和3年度）（2021年度）利用水準の確保 |

## 【計画】

| 持続的発展<br>施策区分             | 事業名<br>(施設名) | 事業内容                                 | 事業主体 | 備考 |
|---------------------------|--------------|--------------------------------------|------|----|
| 4.交通施設の<br>整備、交通手<br>段の確保 | (1)市町村道      |                                      |      |    |
|                           | 道路           | 徳田 18 線緑丘連絡線(道道旭名寄線～緑丘東 11 号線)L=140m | 名寄市  |    |
|                           |              | 南 3 丁目通<br>(西 5 条通～南 6 丁目仲通)L=40m    | 名寄市  |    |
|                           |              | 豊栄西 12 条仲通 L=529m                    | 名寄市  |    |
|                           |              | 北 3 丁目通 L=500m                       | 名寄市  |    |
|                           |              | 南 10 丁目右仲通 L=480m                    | 名寄市  |    |
|                           |              | 西 3 条仲通 L=808m                       | 名寄市  |    |



|                                |     |  |
|--------------------------------|-----|--|
| 南西 5 条仲通 L=500m                | 名寄市 |  |
| 南 10 丁目東通 L=555m               | 名寄市 |  |
| 南西 4 条仲左通 L=290m               | 名寄市 |  |
| 南 10 丁目東仲通 L=405m              | 名寄市 |  |
| 西 2 条仲通 L=270m                 | 名寄市 |  |
| 西 1 条仲通 L=250m                 | 名寄市 |  |
| 東 1 条仲通 L=300m                 | 名寄市 |  |
| 西 7 条仲通 L=90m                  | 名寄市 |  |
| 西 7 条通の 2 L=90m                | 名寄市 |  |
| 南 8 丁目仲通 L=170m                | 名寄市 |  |
| 南 9 丁目仲通 L=170m                | 名寄市 |  |
| 西 9 条通の 2 L=180m               | 名寄市 |  |
| 南 8 丁目通 L=550m                 | 名寄市 |  |
| 風連西町 2 丁目線外 1 L=210m           | 名寄市 |  |
| 南 1 丁目通(大通～R40) L=520m         | 名寄市 |  |
| 南 2 丁目通(大通～昭和通) L=940m         | 名寄市 |  |
| 南 11 丁目西通 L=450m               | 名寄市 |  |
| 南 13 丁目通(道道旭名寄線～R40)<br>L=450m | 名寄市 |  |
| 中央通 L=550m                     | 名寄市 |  |
| 西 7 条斜線通 L=360m                | 名寄市 |  |
| 昭和通(道道美深名寄線～R40) L=170m        | 名寄市 |  |
| 東 5 号線(15～20 線) L=1,650m       | 名寄市 |  |
| 風連 26 線 L=1,200m               | 名寄市 |  |
| 風連東 4 号線 L=750m                | 名寄市 |  |
| 風連東 5 号線(20 線～26 線) L=2,914m   | 名寄市 |  |
| 風連 23 線 L=1,000m               | 名寄市 |  |

|  |                      |                                                                                                                                                                                                                 |     |  |
|--|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--|
|  |                      | 風連東 3 号線(20 線～25 線) L=2,740m                                                                                                                                                                                    | 名寄市 |  |
|  |                      | 20 線 L=1,050m                                                                                                                                                                                                   | 名寄市 |  |
|  |                      | 大通 L=300m                                                                                                                                                                                                       | 名寄市 |  |
|  | 橋りょう                 | 橋梁長寿命化修繕事業                                                                                                                                                                                                      | 名寄市 |  |
|  |                      | 橋梁メンテナンス事業                                                                                                                                                                                                      | 名寄市 |  |
|  | (8)道路整備機械等           | 除雪グレーダー                                                                                                                                                                                                         | 名寄市 |  |
|  |                      | 除雪ドーザ                                                                                                                                                                                                           | 名寄市 |  |
|  |                      | 除雪車両等車庫改修                                                                                                                                                                                                       | 名寄市 |  |
|  |                      | 除雪ロータリ                                                                                                                                                                                                          | 名寄市 |  |
|  |                      | 除雪専用車                                                                                                                                                                                                           | 名寄市 |  |
|  | (9)過疎地域持続的<br>発展特別事業 |                                                                                                                                                                                                                 |     |  |
|  | 公共交通                 | 地域公共交通確保対策事業<br>事業内容:生活バス路線の維持確保、遠距離通園・通所への支援などを実施<br>必要性:市民の日常生活に必要な公共交通手段の整備・確保のほか、交通弱者などへの利便性の向上を図る。<br>効果:地域住民が利用しやすい公共交通体系が確立し、高齢者や子どもなど交通弱者の利便性の向上が図られる。                                                  | 名寄市 |  |
|  | その他                  | 除排雪支援事業<br>事業内容:宅地などにおける自主的な排雪及び団体などが行う市道排雪や私道除雪などに対する支援のほか、除排雪システムを導入し、効率的な除排雪を行う。<br>必要性:冬期間における交通安全の確保、利便性及び生活環境の向上のため。<br>効果:冬期間での交通安全の確保、利便性及び生活環境の向上が図られるほか、除排雪事業の効率的・効果的な除排雪体制が確立され、市民と協働による雪対策の促進が図られる。 | 名寄市 |  |
|  |                      | 交通安全対策事業<br>事業内容:運転免許証の自主返納をしやすいことを支援するほか、自転車用ヘルメット購入のための支援を実施する。<br>必要性:市民の交通事故被害の軽減や発                                                                                                                         | 名寄市 |  |

|  |  |                                                                      |  |  |
|--|--|----------------------------------------------------------------------|--|--|
|  |  | 生の抑制を図る。<br>効果：運転に不安がある者の運転免許証の自主返納の促進や、自転車用ヘルメットの購入による着用率の向上が促進される。 |  |  |
|--|--|----------------------------------------------------------------------|--|--|

## 【公共施設等総合管理計画等との整合】

### （１）インフラ施設の基本方針

道路、橋梁、河川、上下水道、公園、農道・用排水施設といった施設種別ごとに、その役割や機能、整備状況、老朽化の度合いなどから方向性を検討し、必要に応じて個別の長寿命化計画などを策定し、既に策定されている各計画については、それを基本としながら、当計画との整合性を図り、適宜見直していきます。

人口減少や人口構造の変化を見据え、保有するインフラ施設の利用状況に応じて、施設の廃止・縮小を検討していきます。

## 6. 生活環境の整備

### 【現況と問題点】

#### (1) 上水道

名寄地区の水道事業は、緑丘浄水場が昭和 31 年に事業認可を受け昭和 35 年に給水を開始しており、その後給水区域を拡大しています。また、川西、瑞穂の両地区に浄水場を設置しているほか、智恵文八幡、智恵文中央の 2 カ所に浄水場を設置しています（旧簡易水道事業）。風連地区の水道事業は、風連浄水場が昭和 36 年に事業認可を受け給水を開始しており、風連日進にも浄水場を設置しています（旧簡易水道事業）。平成 18 年 3 月の合併後は上水道事業と簡易水道事業により経営していましたが、同 28 年 4 月に智恵文中央、智恵文八幡、風連日進の 3 地区の簡易水道事業を水道事業に統合し、令和元年度末における給水人口は 24,562 人、普及率は 93.6%となっています。

風連浄水場は地下水を利用していましたが、緑丘浄水場からの送水による安定的な水供給に向けて送水管布設工事を実施し、令和 2 年 5 月に水利権変更の許可を受け、同年 6 月から供用を開始しています。

下水道の普及や生活水準の向上、新規需要開拓などにより水需要は増加してきましたが、長期的な展望に立った将来推計での人口減少、少子高齢化、循環型社会システムへの移行などによる給水量の減少傾向が顕著であり、一方で、浄水施設や水道管は耐用年数が経過しているものも多く、耐震化の対応も含めて、管網整備、老朽管の布設替えのほか、浄水場機能を維持するため、適切な規模での更新事業を継続していく必要があります。

水道施設の現状

(令和元年度末現在)

| 区分      | 単位         | 緑丘浄水場  | 風連浄水場 | 川西浄水場 | 瑞穂浄水場 | 智恵文中央<br>浄水場 | 智恵文八幡<br>浄水場 | 風連日進<br>浄水場 | 全体     |
|---------|------------|--------|-------|-------|-------|--------------|--------------|-------------|--------|
| 給水区域内人口 | 人          | 22,431 | 3,145 | 220   | 82    | 189          | 62           | 108         | 26,237 |
| 現在給水人口  | 人          | 20,915 | 3,069 | 196   | 64    | 153          | 62           | 103         | 24,562 |
| 普及率     | %          | 93.2   | 97.6  | 89.1  | 78.0  | 81.0         | 100.0        | 95.4        | 93.6   |
| 1日最大配水量 | 立方<br>メートル | 7,438  | 1,033 | 146   | 33    | 135          | 22           | 55          | 8,706  |
| 1日平均配水量 | 立方<br>メートル | 6,805  | 866   | 73    | 16    | 89           | 13           | 45          | 7,906  |
| 有収率     | %          | 77.8   | 84.7  | 69.5  | 93.4  | 72.8         | 95.3         | 54.4        | 78.4   |

(資料:上下水道室)

#### (2) 下水道

名寄地区の公共下水道事業は、昭和 46 年に事業認可を受け、昭和 55 年に下水終末処理場の完成により供用を開始しました。風連地区は、平成 5 年に特

定環境保全公共下水道事業として認可を受け、平成9年に浄水管理センターの完成により供用を開始しました。両地区を合わせた令和元年度末における水洗化普及率は98.5%になりました。

今後は、老朽化した下水終末処理場の施設更新事業と、最初の整備からまもなく50年を迎える老朽化した管渠の更生を行っていく必要があります。

郊外地区の汚水処理は、浄化槽を市が設置管理する個別排水事業により進めています。名寄地区は平成8年度から、風連地区は平成9年度から開始し、令和元年度末で533基の浄化槽を設置しました。対象地区の概ね半数程度を整備しましたが、郊外地区の環境保全などのために引き続き整備を進めていく必要があります。

公共下水道及び個別排水事業の現状 (令和元年度末現在)

| 区 分        |        | 公共下水道   | 個別排水  | その他<br>(名寄駐屯地等) | 合 計     |
|------------|--------|---------|-------|-----------------|---------|
| 行政人口(人)    |        | 23,568  | 2,762 | 663             | 26,993  |
| 処理区域内人口(人) |        | 23,560  |       |                 | 23,560  |
| 水洗化人口(人)   |        | 23,198  | 1,882 | 663             | 25,743  |
| 水洗化普及率(%)  |        | 98.5    |       |                 | 98.5    |
| 汚水処理普及率(%) |        | 87.3    | 7.0   | 2.5             | 96.8    |
| 面積         | 汚水(ha) | 996.8   |       |                 | 996.8   |
|            | 雨水(ha) | 417.5   |       |                 | 417.5   |
| 管渠延長       | 合流管(m) | 43,304  |       |                 | 43,304  |
|            | 汚水管(m) | 130,437 |       |                 | 130,437 |
|            | 雨水管(m) | 23,414  |       |                 | 23,414  |
|            | 計(m)   | 197,156 |       |                 | 197,156 |
| 浄化槽設置基数(基) |        |         | 533   |                 | 533     |
| 浄化槽普及率(%)  |        |         | 68.1  |                 | 68.1    |

### (3) 廃棄物処理

エネルギー資源や希少鉱物の少ない日本においては、将来的な資源の枯渇に対する危機感もあり、廃棄物処理や環境問題も含め循環型社会の構築を目指した取組が国や地方自治体などで進められています。

こうしたなか、本市においても廃棄物の再資源化を目指し、資源物の分別収集や小型家電回収事業、資源集団回収事業、廃食用油や古着の拠点回収、生ごみの堆肥化などの普及・促進を図るなど、様々なごみの減量化とリサイクルを進めてきています。特にごみの減量化の取組では、市民や事業者が日常生活や事業活動を見直し、廃棄物減量に向け行動することが解決の基本となることから、効果的なごみの排出抑制やリサイクルを促すうえでも、分別排出の推進、

適切な処理方法などの啓発活動や個別指導などが必要となります。

また、廃棄物処理施設の整備については、北海道が策定した「ごみ処理の広域化計画」に基づき、平成 12 年 4 月から周辺 3 町村と容器包装ごみの広域処理施設を整備し、平成 15 年には環境保全を重視した炭化システムによる広域処理施設、平成 30 年には名寄地区広域最終処分場を稼働し適正処理に向け取り組んできています。

今後は、老朽化した広域の処理施設及び資源化施設の後継施設整備を行うとともに、施設更新に伴い解体する旧焼却処理施設の機能移転として、本市における小型家電等資源化施設の整備を行う必要があります。

加えて、し尿及び浄化槽汚泥を迅速かつ衛生的に処理するため、1 市 2 町による広域化により昭和 54 年度から供用開始した衛生センターは、42 年が経過し老朽化が進み、後継施設の整備などの対応が必要となります。

#### （４）消防・救急

本市における消防体制は、昭和 46 年 10 月に 1 市 4 町 1 村による一部事務組合を設立して以来、施設・設備の整備が進められてきましたが、今後も消防力強化のため計画的な更新が必要です。

近年、高齢化や過疎化の進展に加え、大規模化、多様化する自然災害など、消防を取り巻く環境は著しく変化しています。

特に救急業務は、少子高齢化、核家族化の進展や住民意識の変化などに伴い、救急需要が増加傾向にあることから、救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置などの質を向上させ、救急救命士の処置範囲の拡大など救急業務の高度化と救急用資機材などの整備を図らなければなりません。

また、災害の複雑・大規模・多様化に対応するため、指揮要員の育成強化を図るとともに、避難行動要支援者を含めた地域住民の安心・安全の確保に努めるため、消防施設などの整備と消防職員の対応力の向上を図り、緊急事態に即時対応できる体制強化を進めます。

#### （５）公営住宅

本市の市営住宅は、令和 2 年度末現在で 15 団地、811 戸（内改良住宅 90 戸）を管理しています。耐用年数を経過した団地は、用途廃止による戸数縮減と建替えにより必要戸数の供給確保を行い、そのほかの団地は、全面的改善や長寿命化に資する改修などにより、適正な住宅水準を保つための整備を進めています。

近年は、高齢単身世帯や子育て世帯などの住宅困窮者の増加により、老朽化が進む住宅の設備改善などが急がれていることから、引き続き、平成 29 年度に策定した「名寄市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、安全に安心して暮ら

せる居住環境づくりのための事業を推進しています。

## (6) 公園・緑地

本市における公園の整備状況は、都市公園が 35 カ所、公園緑地が 11 カ所あり、都市公園の整備率は 17.8%、市民一人あたりの公園面積は十分な水準が確保されています。

設置から数十年が経過し、老朽化する公園施設などの増加に対応するため、安全・安心な公園の維持管理を図り、公園施設長寿命化計画に基づいた点検、整備を進めてきました。

今後も公園が人々の賑わい交流の場となるように、感染症対策として密集・密接・接触を防ぐ施設整備も検討しながら、潤いのある都市環境を守り、さらなる利活用推進と交流人口の拡大を図ります。

公園現況

(R3.3.31現在) 面積単位=ha

|         |      | 種別   | 計画 |        | 供用 |       | 整備率%  | 備考 |
|---------|------|------|----|--------|----|-------|-------|----|
|         |      |      | 箇所 | 面積     | 箇所 | 面積    |       |    |
| 都市計画区域内 | 都市公園 | 街区公園 | 25 | 5.26   | 24 | 5.07  | 96.4  |    |
|         |      | 近隣公園 | 3  | 4.3    | 3  | 4.3   | 100.0 |    |
|         |      | 総合公園 | 3  | 33.5   | 3  | 31.5  | 94.0  |    |
|         |      | 特殊公園 | 1  | 12     | 1  | 2.6   | 21.7  | 墓園 |
|         |      | 都市緑地 | 3  | 383.3  | 3  | 34.62 | 9.0   |    |
|         | 計    |      | 35 | 438.36 | 34 | 78.09 | 17.8  |    |

## (7) その他

### ① 霊園・墓地

本市の霊園・墓地については、令和 2 年度末で霊園 2 カ所・1,309 区画（緑丘 472 区画、となみが丘 837 区画）、共同墓地 13 カ所が整備済みとなっています。

今後も、市民が訪れやすい霊園や墓地環境を整える必要があります。

## 【その対策】

### (1) 上水道

安全で良質な水を将来にわたって安定供給するため、水道施設について、その老朽化の状況や耐震性、災害時への対応、未普及区域の解消などを勘案しながら、計画的に整備を進めます。

- ① 浄水場施設の改修、配水管の新設及び老朽管の布設替えなどを計画的に進めます。

- ② 安全で良質な水の供給のため、水質検査・機器などの更新を行います。

## (2) 下水道

清潔で快適な生活環境の保全のため、名寄市公共下水道ストックマネジメント計画に基づいて、老朽化した下水道施設の修繕や更新を計画的に進めます。また、郊外地区の環境保全などのため、個別排水処理施設の整備を進めます。

## (3) 廃棄物処理

市民、事業者、行政が協働し、現行の分別・減量化・資源化を推進し、さらに3R（リデュース／発生抑制、リユース／再使用、リサイクル／再生使用）運動を促進し総合的なごみ対策を進めます。

また、廃棄物の適正処理の指導や不法投棄防止施策の推進に努めます。

- ① 市民に対しリサイクルの重要性、再資源化、ごみの減量化などについての意識高揚を図るため、啓発・宣伝活動、出前講座及び市民見学会などの充実を図ります。
- ② 炭化処理施設を効率的に稼働していくため、ごみ分別排出の徹底指導を図るとともに後継施設の整備を進めます。
- ③ 一般廃棄物処理広域化基本計画に基づき、周辺町村と協議しながら、ごみ・資源・し尿の適正処理及び処理施設の整備に努めます。

## (4) 消防・救急

各種災害に強いまちづくりを総合的に進めるため、消防団の活性化をはじめ、消防施設・設備の整備など消防・救急体制の強化を進めます。

- ① 救急高度化に対処するため、救急体制の充実強化を図ります。
- ② 消防、救急に対応するため、各種車両、設備の整備、更新を図ります。
- ③ 団員の各種災害活動に対応する装備品の充実と更新を図ります。

## (5) 公営住宅

人口減少や少子高齢化などの社会情勢に対応し、安心して暮らすことができる住環境を作るため、市営住宅が持つ住宅セーフティネット機能の維持・向上に係る取組を基本に、建替え及び改修などを進めます。

## (6) 公園・緑地

市民の身近な遊び、憩い、交流の場として、また防災、観光・レクリエーションの拠点として、既存公園の整備充実・維持管理体制の強化に努めるとともに、森林や河川などの自然資源などを活かした特色ある公園・広場・緑地の整



備を進めます。

- ① 都市公園の設備（遊具、柵など）点検や長寿命化計画などに基づき、必要に応じた補修、再整備を実施します。

## （７）その他

### ① 霊園・墓地

今後も市民が訪れやすい良好な環境整備や必要とされる施設整備を図ります。

| 項目            | 基準値                    | 目標値                    | 説明                                 |
|---------------|------------------------|------------------------|------------------------------------|
| 給水区域拡張（配水管新設） | 830m<br>(2021)         | 2,686m<br>(2025)       | 給水区域拡張に伴う配水管新設整備                   |
| 浄水場など施設改修     | 10 件<br>(2021)         | 20 件<br>(2025)         | 浄水施設などの改修件数                        |
| 合併浄化槽の普及率     | 79.4%<br>(2021)        | 86.3%<br>(2025)        | 合併浄化槽の人口普及率                        |
| リサイクル実績       | 1,344t<br>(2018)       | 1,275t<br>(2025)       | 年度ごとのプラスチック製容器包装類やペットボトル等資源化ごみの収集量 |
| 再生資源集団回収事業実績  | 326t<br>(2018)         | 278t<br>(2025)         | 再生資源集団回収事業の回収量                     |
| 住宅用火災警報器設置率   | 85%<br>(2022)          | 96%<br>(2025)          | 市内における住宅用火災警報器設置率                  |
| 消防車両の更新台数     | 4 台<br>(2019～<br>2022) | 3 台<br>(2023～<br>2025) | 令和 7 年度までに更新計画がある台数                |
| 公営住宅の整備戸数     | 366 戸<br>(2021)        | 527 戸<br>(2025)        | 建替えや改修事業により、住環境や耐久性の向上を図った住宅戸数     |
| 都市公園の改修事業完了数  | -                      | 3 件<br>(2025)          | 市民アンケートを基に計画した 3 つの大きな都市公園改修事業完了数  |

## 【計画】

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名) | 事業内容                                                                    | 事業主体             | 備考 |
|---------------|--------------|-------------------------------------------------------------------------|------------------|----|
| 5.生活環境の<br>整備 | (1)水道施設      |                                                                         |                  |    |
|               | 上水道          | 上水道第2期拡張事業<br>配水管布設工事など                                                 | 名寄市              |    |
|               |              | 浄水施設改修事業<br>上水道施設改修<br>旧簡易水道施設改修<br>頭首工改修など                             | 名寄市              |    |
|               |              | 水質検査機器更新事業<br>水質検査機器更新                                                  | 名寄市              |    |
|               |              | 配水管網整備事業<br>未整備地区配水管布設 L=2.38km                                         | 名寄市              |    |
|               |              | 老朽管更新事業<br>塩ビ管、鋳鉄管更新<br>L=8.85km                                        | 名寄市              |    |
|               | (2)下水処理施設    |                                                                         |                  |    |
|               | 公共下水道        | 公共下水道整備事業<br>処理場機器更新<br>調査設計委託<br>管渠更生 L=280m                           | 名寄市              |    |
|               |              | 個別排水処理施設事業<br>合併浄化槽設置 50基                                               | 名寄市              |    |
|               | (3)廃棄物処理施設   |                                                                         |                  |    |
|               | ごみ処理施設       | 広域ごみ処理施設整備事業                                                            | 名寄地区衛生<br>施設事務組合 |    |
|               |              | 小型家電等資源化施設建設工事                                                          | 名寄市              |    |
|               | (5)消防施設      | 消火栓更新事業                                                                 | 上川北部消<br>防事務組合   |    |
|               |              | 消防車両更新事業                                                                | 上川北部消<br>防事務組合   |    |
|               |              | 智恵文中央サイレン更新事業                                                           | 上川北部消<br>防事務組合   |    |
|               | (6)公営住宅      | 公営住宅等計画策定事業<br>長寿命化計画                                                   | 名寄市              |    |
|               |              | 公営住宅建設事業<br>北斗団地(既設除却) 8棟 26戸<br>瑞生団地(建替) 6棟 16戸<br>瑞生団地(既設除却) 25棟 100戸 | 名寄市              |    |

|                      |     |                                                                                                                                                                                                                        |     |  |
|----------------------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--|
|                      |     | 公営住宅長寿命化等事業<br>風舞団地 1 棟 8 戸<br>緑丘第1団地 5 棟 53 戸<br>栄町 55 団地改良(改修) 3 棟 42 戸<br>栄町 55 団地改良(既設除却)2 棟 36 戸                                                                                                                  | 名寄市 |  |
| (7)過疎地域持続的<br>発展特別事業 |     |                                                                                                                                                                                                                        |     |  |
|                      | 生活  | 廃棄物処理対策事業<br>事業内容:資源ごみの集団回収の奨励、ごみ分別の指導・啓発、コンポストの普及などを行う。<br>必要性:ごみ発生の抑制と資源化を図り、環境と調和した「循環型社会」の構築を目指す。<br>効果:3R運動への意識の高揚とごみの減量化、有害化学物質の発生の抑制などが図られ、安全で快適な生活環境がつけられる。                                                    | 名寄市 |  |
|                      | 環境  | 公園施設長寿命化事業<br>事業内容:市民の身近な遊び、憩い、交流の場として、また防災、観光・レクリエーションの拠点として、既存公園の整備充実・維持管理体制の強化に努めるほか、森林や河川などの自然資源などを活かした特色ある公園・広場・緑地の整備を進める。<br>必要性:地域住民が安心して暮らせるまちづくりや市民福祉の向上、潤いのある都市環境を守る。<br>効果:市民の交流の場及び景観や安全性の確保、施設の長寿命化が図られる。 | 名寄市 |  |
|                      | その他 | 公共施設解体整備事業<br>事業内容:老朽化や移転などに伴い廃止する公共施設を解体し、跡地整備を行う。<br>必要性:地域住民が安心して暮らせるまちづくりや市民福祉の向上、強い都市基盤の形成を目指す。<br>効果:景観や安全性の確保と跡地の有効利用が図られる。                                                                                     | 名寄市 |  |

|  |  |                                                                                                                                                                                                                                           |            |  |
|--|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|--|
|  |  | <p>緊急通報装置設置事業</p> <p>事業内容:在宅のひとり暮らし高齢者、重度身体障がい者などに緊急通報装置を設置する。</p> <p>必要性:現在設置されている端末機が部品提供が終了されることから、故障時の修理部品の供給や保守管理ができなくなり、事業を継続するためには更新が必要となる。</p> <p>効果:災害・急病などが発生した場合、いち早く通報することで迅速かつ適切な出動が可能となり、これらの者の生活不安が解消され、安全・安心の確保が図られる。</p> | 上川北部消防事務組合 |  |
|  |  | <p>危険家屋等除去事業</p> <p>事業内容:老朽化や管理不全家屋の解体に対し支援を行う。</p> <p>必要性:老朽化する管理不全家屋が増えている中、地域住民への危険を排除し、安心安全な生活を守る必要がある。</p> <p>効果:地域住民の安全確保と生活環境の保全が図られる。</p>                                                                                         | 名寄市        |  |

## 【公共施設等総合管理計画等との整合】

### (1) インフラ施設の基本方針

人口減少や人口構造の変化を見据え、保有するインフラ施設の利用状況に応じて、施設の廃止・縮小を検討していきます。

上下水道については、社会情勢や経済状況などの経営全般の視点での検討が必要であるため、既に策定されている経営計画との整合を図り、計画的な維持管理及び更新を行っていきます。

### (2) 行政系施設の基本方針

定期的な点検を行い、施設の長寿命化のため必要に応じて修繕を行います。建替えの場合は施設の集約化・複合化についても検討を行います。

### (3) 供給処理施設の基本方針

利用者の安全確保に資する修繕を行い、計画的に機能維持、長寿命化を図ります。

## 7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### 【現況と問題点】

#### (1) 児童福祉

少子化や核家族化、共働き世帯の増加により、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化してきています。また、地域社会における近隣とのつながりが希薄になり子育て家庭における孤立感と負担感が増加しています。

このようなことから、保育の充実と地域社会全体で子どもを育てる仕組みづくりが求められています。

本市には、令和2年4月1日現在、認可保育所3（公立3）、認定こども園3、小規模保育事業所1、へき地保育所1、事業所内保育所2、認可外保育所1、私立幼稚園2、子育て支援センター3の合計16施設があります。

公立保育所では、地域の多様な保育ニーズに対応して、障がい児保育、乳児保育、延長保育、一時保育を、認定こども園では、さらに病後児保育も実施しています。今後は、3歳未満児保育ニーズが増加してきていることから、保育環境の整備、保育の充実を図る必要があります。

また、子ども・子育て支援法に基づき作成した「第2期名寄市子ども・子育て支援事業計画」に掲げた目標を達成していくため、各施策を充実・実践していかなければなりません。

#### (2) 高齢者福祉

本市では、生産年齢人口の流出のなかで少子高齢化が進み、全国・全道平均に比べ高齢化率が高い状況となっており、この傾向は今後も過疎化・少子化を背景に進行することが予想されます。

このような状況のなかで、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、健康で生きがいを持って安心して暮らすことができるよう、「高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護サービス基盤の整備はもとより、介護予防の推進、認知症高齢者支援対策の推進、高齢者の社会参加や権利擁護などの各種施策を展開してきています。

高齢化率の増加に伴い、要支援・要介護の認定者数も、平成27年5月の1,605人から令和2年5月末現在では1,740人と増加しています。

また、在宅・施設サービスについては、令和2年5月末現在で、在宅サービス受給者が835人、地域密着型サービス受給者が158人、施設サービス受給者が316人となっており、在宅サービスの利用者が増加してきています。

これらのことから、元気な高齢者が活躍できる社会づくりのため、介護予防対策及び適正なケアプランによる健全な保険財政づくりを含めて、地域にお

ける「自助」「共助」「公助」「互助」の役割分担を明らかにし、それぞれが密接な連携を図っていくことが必要となります。

### （３）障がい者福祉

本市における令和３年４月１日現在の障がい者数（手帳所持者数）は、身体障がい者が１,３５０人、知的障がい者が３９１人、精神障がい者が２０４人で、総人口の約７.３％となっています。

また、現在、市内には障がい者の福祉サービスを実施する事業所が１２か所あり、障がい者のニーズを踏まえて、サービス等利用計画が作成され、各種福祉サービスを提供しています。

今後も、障がい者の方々が、住み慣れた地域で安心して楽しい生活を営むことができるように、社会参加するために必要な支援の充実を図っていく必要があります。

### （４）母子等福祉

近年、母子及び父子のひとり親家庭は、年々増加の傾向にあり、なかでも離婚などによる若年母子家庭の増加が著しく、社会的・経済的な面で多くの問題を抱えています。

このため、母子家庭にあっては、自立のための職場の確保や生活面での指導、また、父子家庭にあっては、育児支援や家事などが課題となっているので、子育てと就労の両立を可能とする施策の展開を図ることが必要です。

また、母子・父子・寡婦福祉資金や児童扶養手当など各種制度の周知を図り、経済的自立支援に努める必要があります。

### （５）保 健

本市では、市民自らが健康について意識を高め、自ら健康管理に取り組むために「なよろ健康まつり」「健康づくりチャレンジデー」を実施するとともに、各地域団体などに対しては健康教室・健康相談などを開催し、健康づくりに対する普及啓発活動を実施してきています。

また、生活習慣が深く関与している心臓病、脳血管疾患、糖尿病、がんの生活習慣病の発症及び重症化予防を目的に、特定健診（健康診査）、がん検診などを実施し、保健師・管理栄養士による保健指導が行われています。しかし、これら検診の受診率は横ばい傾向で、国が目標としている受診率には達していません。

今後も、特定健診（健康診査）、各種がん検診の同日実施及び休日実施など、市民が受診しやすい効果的な検診のあり方を検討するとともに、市民一人ひとりに対し「自分の健康は自分で守る」という視点に立った啓発を続けていく

必要があります。

子育て環境の面においては、核家族化、少子化、ひとり親家庭の増加に加え、本市の特徴として道内・外からの転勤者が多いことから、身近に相談相手がないなど子育てが孤立しやすい状況にあり、きめ細やかな対応が必要となります。

## 【その対策】

### （１）児童福祉

子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、保育環境の整備をはじめ、子どもを取り巻く様々な課題の早期解決に向けて、相談・指導体制の充実を図るなど、総合的かつ計画的に「第２期名寄市子ども・子育て支援事業計画」に基づき児童福祉の推進に努めます。

- ① 子どもや子育てに関する意識啓発や相談・指導体制の充実を図ります。
- ② 児童の保育環境充実のため、保育所施設の整備をはじめ、認定こども園の運営など、保育内容の充実を図ります。
- ③ 地域子ども・子育て支援事業の充実に努めます。

### （２）高齢者福祉

高齢者が可能な限り住み慣れた地域のなかで、安心して暮らし続けることができるよう介護、介護予防、医療、生活支援、住まいの５つのサービスを一体的に提供していく「地域包括ケアシステム」の構築に向け、介護保険制度の円滑な実施をはじめとする総合的な高齢者施策を実施します。

#### ① 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

国保担当課・保健センター・高齢者担当課・地域包括支援センターが連携し、国保データベースシステムの検診や受診データ、後期高齢者への質問票による調査結果を活用し、支援が必要な高齢者への保健指導や支援に努めます。

#### ② 介護予防・高齢者の社会参加の推進

家に閉じこもりがちな高齢者や要介護状態になる恐れのある高齢者に対する施策の充実と、高齢者の生きがいや社会参加を促進します。

#### ③ 医療と介護の連携

医療関係職種と介護関係職種などの連携を推進するため、在宅医療・介護連携の推進や医療・介護連携ＩＣＴネットワーク事業の運用により、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において生活が続けられるよう取組を進めます。

④ 介護サービス基盤の整備

高齢者が介護を要する状態になってもできる限り住み慣れた地域や環境のなかで、自立した日常生活が継続できるように介護サービス提供体制の確保に努めます。

また、特別養護老人ホーム（清峰園・しらかばハイツ）の老朽化した設備・車両の更新などを推進します。

⑤ 高齢者のニーズに応じた住まいの確保

高齢者が能力に応じ、自立した生活が続けることができるよう、それぞれのニーズに合った、安心して暮らせる多様な住まいの安定的な確保に努めます。

⑥ 介護人材の確保・育成、業務の効率化

全国的な介護人材不足が課題となっているなか、介護人材の確保・育成のため、国・道と連携し積極的な支援・助成、情報の提供・発信を行い、サービス提供体制の維持・拡大の下支えに努めます。

また、介護サービス利用の急速な拡大やニーズの多様化に対応できるよう、介護現場における業務効率化の取組を強化することで、介護職員の負担軽減に努めます。

（３）障がい者福祉

ノーマライゼーションの理念に基づき、障がい者のライフステージに応じて、自立と社会参加ができる地域づくりを進めていきます。

- ① 住み慣れた地域で生活をする環境を整えていくため、在宅生活を基本とした地域の基盤整備を市内の事業所などと連携して進めます。
- ② 社会参加をするために必要な支援の充実に努めます。
- ③ 地域で生活をしていく際に必要となる障がい者の相談支援体制の充実に努めます。

（４）母子等福祉

- ① 母子・父子自立支援員を中心に、就労指導などの相談・指導体制の充実に努めるとともに、保育所などへの優先入所を図ります。
- ② 乳児保育、一時保育、保育時間の延長など、保育所の利用しやすい体制の充実に努めます。
- ③ 母子・父子・寡婦福祉資金や児童扶養手当など各種制度の利用啓発に努めます。

（５）保 健

- ① 健康づくりの推進



健康増進計画「健康なよろ 21（第2次）」に基づき、生活習慣病の発症及び重症化の予防に向け、各種検診の受診率向上に努めるとともに、市民一人ひとりが生活習慣の見直しや改善などを実践できるよう保健指導をはじめとした保健事業を推進します。

また、「自分の健康は自分で守る」という視点から、地域において効果的な健康づくりが実践できるよう保健推進委員などの組織の育成を図り、広報・健康教室・健康まつり及びなよろ健康マイレージなどで生涯を通じた健康づくりの普及啓発に努めます。

## ② 母子保健対策の推進

子どもが健やかに生まれ育ち、安心して子育てができるよう妊娠・出産期からの切れ目ない支援を継続して推進するために、保健・医療・福祉など関係機関のさらなる連携の強化を図ります。

| 項目                      | 基準値               | 目標値               | 説明                                          |
|-------------------------|-------------------|-------------------|---------------------------------------------|
| がん検診受診率（女性のためのがん検診推進事業） | 23.5%<br>(2021)   | 44.7%<br>(2025)   | 女性のためのがん検診推進事業（子宮・乳・大腸がん）における受診率の平均         |
| 健康づくり体操教室の参加者数          | 1,031 人<br>(2021) | 1,006 人<br>(2025) | 年度ごとの参加者数                                   |
| 子育て支援センター利用登録者数         | 1,388 人<br>(2018) | 1,398 人<br>(2025) | 年度ごとの利用登録者数                                 |
| 待機児童数                   | 6 人<br>(2021)     | 1 人<br>(2025)     | 年度ごとの4月1日時点の待機児童数                           |
| 地域活動支援センター利用者数          | 1,879 人<br>(2021) | 2,376 人<br>(2025) | 障がいのある人の日中の活動をサポートする機関である地域活動支援センター年間利用延べ人数 |

## 【計画】

| 持続的発展<br>施策区分                 | 事業名<br>(施設名) | 事業内容        | 事業主体 | 備考 |
|-------------------------------|--------------|-------------|------|----|
| 6.子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (1)児童福祉施設    |             |      |    |
|                               | 保育所          | 公立保育所等整備事業  | 名寄市  |    |
|                               | (3)高齢者福祉施設   |             |      |    |
|                               | 老人ホーム        | しらかばハイツ整備事業 | 名寄市  |    |

|                      |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |             |  |
|----------------------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|--|
|                      |               | 清峰園整備事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 名寄市         |  |
|                      |               | フロンティアハウス整備事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 社会福祉<br>事業団 |  |
| (8)過疎地域持続的<br>発展特別事業 |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |             |  |
|                      | 児童福祉          | <p>児童福祉推進事業</p> <p>事業内容: 僻地保育所の運営や常設保育所の運営、認定子ども園運営や私立幼稚園運営、延長保育事業などへの支援及び子育て支援センターの運営、1歳の誕生もち贈呈や青空子育て支援(おでかけバスツアー)、子どもの遊び場運営など子育てに対する支援、こども発達支援事業や乳幼児等医療給付事業、待機児童解消緊急対策事業などを行う。</p> <p>必要性: 乳幼児期の教育・保育の提供体制を確保し、子育て支援の推進を図る。</p> <p>効果: 幼児教育、保育環境の充実が図られ、ここで育って、ここで育ててよかったといえるまちづくりが実現される。また、特産品であるもち米を活用し、健やかな成長を願う伝統文化が継承される。</p>                                                                                                      | 名寄市         |  |
|                      | 高齢者・障害者<br>福祉 | <p>福祉サービス事業</p> <p>事業内容: 社会福祉・高齢者福祉の推進として、福祉関係団体活動推進のための支援、高齢者事業団・高齢者事業センターへの活動支援、敬老事業や高齢者の生きがい対策事業(老人クラブなど)、外出支援サービスや福祉灯油の支援、デジタルディバイド対策などを行うほか、障がい者福祉の推進として、グループホーム・ケアホームの整備支援、重度障害者ハイヤー料金や重度視力障害者電話料金の支援、一般相談支援事業や地域活動支援センターへの助成、介護人材の確保策として、介護人材就労定着支援事業などを行う。</p> <p>必要性: 少子高齢化による社会構造の変化や障がい者を取り巻く状況の変化に対応し、安心して健やかに暮らせるまちづくりを図る。</p> <p>効果: 地域住民を主体とした相互扶助による福祉活動の推進が図られるほか、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で自立した生活をするための基盤整備や様々な支援を受けることができる。</p> | 名寄市         |  |

|  |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                |     |  |
|--|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--|
|  |        | <p>高齢者等への除雪サービス事業<br/>事業内容:高齢者や障がい者世帯などに対し、除雪費の一部を助成する。<br/>必要性:除雪困難な世帯に対し、快適な冬の生活を支援する。<br/>効果:冬季における高齢者などの自立した生活と生活環境の向上が図られる。</p>                                                                                                                                           | 名寄市 |  |
|  | 健康づくり  | <p>健康づくり運動推進事業<br/>事業内容:全市民を対象として、健康に関するイベントを実施する。<br/>なよろ健康まつり、名寄市保健推進委員協議会活動の実施。<br/>必要性:健康づくりに関心が低い市民に向けての意識啓発を図る。<br/>効果:健康の大切さや健康づくりに向けた意識啓発が図られる。</p>                                                                                                                    | 名寄市 |  |
|  |        | <p>保健活動推進事業<br/>事業内容:特定健診(健康診査)や妊婦一般健康診査、新生児聴覚検査、がん検診などによる疾病の早期発見・早期治療の検診体制の構築、特定不妊治療費や股関節脱臼検診への助成、生活習慣病予防などの保健活動を行う。<br/>必要性:生活習慣の見直しや改善により健康の維持・増進を図ることで、健康寿命の延伸を目指すとともに、子どもが健やかに生まれ育ち、安心して子育てができるよう母子への健康支援の充実を図る。<br/>効果:子どもから高齢者までが、心豊かに元気に生活ができることで、住みやすいまちづくりが図られる。</p> | 名寄市 |  |
|  | (9)その他 | 子どもの遊び場整備事業                                                                                                                                                                                                                                                                    | 名寄市 |  |

## 【公共施設等総合管理計画等との整合】

### (1) 保健・福祉施設の基本方針

施設の特性を踏まえ、利用者の安全確保と利便性・機能性の向上に資する修繕を行い、機能維持、長寿命化を図ります。

### (2) 子育て支援施設の基本方針

施設利用者の安全確保や利便性・機能性の向上を考慮した集約化を進めます。また、集約化までの期間については、修繕をしながら機能維持をしていきます。

## 8. 医療の確保

### 【現況と問題点】

本市における医療施設は、令和3年4月1日現在、病院4施設、診療所11施設、歯科診療所16施設の合計31施設があり、また病床数は病院で678床、診療所で19床の合計697床で、人口1,000人あたり（人口総数26,708人）の病床数は26.1床となっています。

道北地方の基幹病院である市立総合病院は、北海道地域医療構想に基づく道北第三次医療圏の地方センター病院として指定を受けており、また、平成27年3月に救命救急センターの指定を受け、本市を含む上川北部、南宗谷、西オホーツク、留萌北部など幅広く救急医療、急性期医療を担っています。圏域では慢性的な医師の不足に陥っており、特に稚内市や枝幸町など宗谷管内からの救急医療の要請が高い割合を占めています。

診療面では、一般及び精神の高度・急性期医療から回復期・慢性期医療、初期救急から三次救急まですべての医療を担当し、さらに地方への医師派遣などを行う地域医療支援事業についても積極的に実施しています。

今後は、医療スタッフの人材確保、既存施設の改善、地域型救命救急センターの安定した運用、高度・救急医療充実のための医療機器整備などが必要となっています。

また、風連国民健康保険診療所については、地域のプライマリ・ケアを担う第一次医療の拠点として医療機器などの整備により機能の充実を図ります。

### 【その対策】

市民をはじめとする圏域住民が、いつでも、最良の医療を直ちに受けられるよう、「安心して暮らせる医療供給体制」の構築を目指します。

- ① 住民の医療ニーズに応えるべく、市立総合病院における病院施設の改善や、高度・一般医療機器、電子カルテをはじめとした医療情報システムなどの計画的な整備を進めます。
- ② 医療スタッフの確保により診療・看護体制の充実を図ります。
- ③ 地域医療連携推進法人を支援し医療機能の分担や連携を進めます。
- ④ 風連国保診療所の診療機器などの整備を進めます。

| 項目      | 基準値            | 目標値            | 説明             |
|---------|----------------|----------------|----------------|
| 医療スタッフ数 | 774人<br>(2021) | 812人<br>(2025) | 市立総合病院の医療スタッフ数 |

## 【計画】

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)         | 事業内容                                                                                                                                                                    | 事業主体 | 備考 |
|---------------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|
| 7.医療の確保       | (1)診療施設              |                                                                                                                                                                         |      |    |
|               | 病院                   | 市立総合病院・東病院施設整備事業                                                                                                                                                        | 名寄市  |    |
|               | 診療所                  | 風連国保診療所医療機器整備事業                                                                                                                                                         | 名寄市  |    |
|               | (3)過疎地域持続的<br>発展特別事業 |                                                                                                                                                                         |      |    |
|               | 自治体病院                | 地域医療確保対策事業<br>事業内容:名寄市立総合病院における医師<br>確保対策、上川北部医師会との連携による<br>初期救急医療体制の充実、日曜・休日診療<br>の確保などを行う。<br>必要性:どこにいても適切な医療が受けられ<br>る地域医療体制の充実を図る<br>効果:市内外の医療機関との役割分担や連<br>携が図られる。 | 名寄市  |    |
|               | その他                  | 医師対策事業<br>事業内容:市内で不足する内科医の開業に<br>向けた費用を助成し、地域医療の充実を図<br>る。<br>必要性:市内開業医の高齢化などによる減<br>少が続いており、地域でのかかりつけ医の<br>確保が必要。<br>効果:地域でのかかりつけ医が存在すること<br>で、この地域で住み続けることが可能とな<br>る。 | 名寄市  |    |
|               |                      | 医療バス運行事業<br>事業内容:智恵文地域の名寄市立総合病<br>院などへの通院のためにバス運行を行う。<br>必要性:地域に医療機関がなく、市内医療<br>機関などから遠距離であることから、高齢者<br>などの通院手段の確保を図る<br>効果:地域住民の医療体制が確保される                             | 名寄市  |    |

|  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |     |  |
|--|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--|
|  |  | <p>医療スタッフ確保対策事業</p> <p>事業内容:看護学校などに在籍する者への就学支援などを通じ、医療スタッフの確保を行う。</p> <p>必要性:道北第三次保健医療福祉圏の地方センター病院である名寄市立総合病院の診療・看護体制の充実を図る。</p> <p>効果:道北における地域医療の拠点施設としての役割を果たすことで、地域医療の充実が図られる。</p>                                                                                                                    | 名寄市 |  |
|  |  | <p>地域医療連携推進法人運営負担金</p> <p>事業内容:地域医療連携推進法人上川北部医療連携推進機構に対して運営支援を行う。</p> <p>必要性:人口減少が進む上川北部医療圏で充実した医療提供体制を維持するため、急性期医療の集約化と機能分担が求められている。当該法人は圏域での医療提供体制の維持を目的として設立されており、当該法人を支援することによって圏域の医療提供体制の充実が図られる。</p> <p>効果:診療機能の集約化・機能分担、病床規模の適正化及び医療従事者の相互派遣、人事交流などによる医療スタッフの充実や質の向上。医薬品・医療機器の共同購入などによる経営の安定。</p> | 名寄市 |  |

## 【公共施設等総合管理計画等との整合】

### (1) 医療・病院施設の基本方針

利用者の安全確保や利便性・機能性の向上に資する維持補修を優先的にを行います。

## 9. 教育の振興

### 【現況と問題点】

#### (1) 幼児教育

本市の幼児教育は、私立幼稚園 2 園、認定こども園 3 園をはじめ、市立保育所においてもその役割を果たしています。

幼児期は、人格形成の基礎を培う大切な時期であることから、その成長や発達段階に即した適切な教育が肝要であり、幼児教育の果たす役割は益々重要なものになってきています。

しかしながら、現在は核家族化、少子化、近隣関係の希薄化などにより、家族・家庭の果たすべき教育機能の低下が問われています。

幼児期は、基本的生活習慣の形成や体力づくりのほか、社会の一員としての基礎を確実に身につけさせる大切な時期であり、地域住民を巻き込んだ子育ての積極的な展開が求められています。さらに家庭と行政と関係機関の連携により、幼児教育を充実させることが今後の重要な課題です。

#### (2) 義務教育

発達段階に応じて人間形成の基盤を培う義務教育においては、子どもたちが自信を持って自分の人生を切り拓き、より良い社会を創り出していくことができる「生きる力」を育むために個別最適な学びと協働的な学びの実現を通して必要な資質や能力を育むことが大切となっています。

本市には小学校 7 校、中学校 4 校の合わせて 11 校があります。令和 2 年 5 月現在における児童・生徒数は、小学校で 1,230 人、中学校で 621 人となっていますが、減少傾向は続いており、10 年前の平成 22 年度と比較して小学校で 305 人（減少率 19.9%）、中学校で 123 人（減少率 16.5%）の減少となっています。

校舎、体育館などの学校施設については、児童生徒の安全を確保する必要があることや地域の防災拠点となることから、耐震性の確保をはじめ、地域開放も考慮した学校施設の整備が必要となっています。

また、国が進める「GIGA スクール構想」により、一人一台端末を活用し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びを実現させる教育活動を推進するため、情報機器の維持管理及び機器更新に計画的に取り組む必要があります。

教職員住宅については、現在 91 戸（令和 2 年 4 月 1 日現在）を有していますが、狭隘で老朽化した住宅も多いため、計画的な整備が必要となっています。

### （３）高等学校教育

本市には、道立高等学校２校が設置されており、名寄高等学校は一学年３クラスの普通科単置校として、名寄産業高等学校は、酪農科学科、機械・建築システム科、生活文化科の一学年３間口の専門高校として設置されています。両高校はそれぞれ上川北部地区で、生徒が学びたい専門的知識を得るなど、希望する大学進学高校としての機能を果たしています。

近年、人口減少や少子化の影響により、中卒者数は減少傾向で両校とも定員割れが続いていることから、北海道教育委員会の「公立学校適正配置計画(案)」では、令和５年度に２校の欠員状況を踏まえ、二つの高校を新しい学校に再編することが示されました。今後は、魅力ある高校となるよう取組を進める必要があります。

### （４）大学教育

本市には、日本最北の公立大学である名寄市立大学があります。

名寄市立大学は、昭和３５年に開学した名寄女子短期大学（のちに市立名寄短期大学）を改組し、校舎整備、教員の確保、短期大学の４年制化を進め、平成１８年４月に保健福祉学部（栄養学科、社会福祉学科、看護学科）を開設しました。

短期大学開学当初は、道北地域における女子の高等教育機関として、家政科（入学定員６０人）でスタートし、昭和５６年に家政科栄養専攻と家政科家政専攻に課程分離（栄養・家政専攻各５０人）し、昭和５９年には児童専攻課程を設置しました。平成２年には名称を「市立名寄短期大学」に変更して男子学生の受入を開始し、平成６年には看護学科を開設しています。

名寄市立大学開学以降は、平成２０年４月に名寄市立大学短期大学部に改称し、児童福祉及び幼児教育など、子どものより良き生活や発達支援に携わる人材の育成に努めてきましたが、平成２８年４月には短期大学部児童学科を保健福祉学部社会保育学科に改組し、４年制化を完了しました。

名寄市立大学には、令和３年４月現在７７８人の学生が学んでおり、都会での大規模校にはみられない信頼関係に基づく家庭的で自由な学風が確立され、北海道内のみならず全国各地から学生が集まり、勉学に励んでいます。今後も名寄市立大学の教育環境の整備と内容の充実に努めていく必要があります。

また、少子高齢化社会に対応した人材の育成、教員をはじめ学生が４年間居住することによる地域社会の活力維持、経済効果など、大学は本市の将来のまちづくりに不可欠な存在であり、市民ぐるみで支援していく必要があります。



## （５）社会教育

市民の誰もが、「いつでも、どこでも、なんでも、どこからでも」学ぶことができる環境づくりが求められており、市民一人ひとりが地域社会のなかで生き生きと活躍する「生涯学習社会」を構築していく必要があります。

このため、生涯学習推進の基本となる社会教育推進計画などの見直しや改善に努め、老朽化が著しい図書館や児童センターをはじめとする教育関連施設の体系的な整備を進めるとともに、情報提供の充実、相談体制の確立、さらには学校教育と社会教育が一体となった教育に取り組むという学社融合の視点に立って社会教育を推進することが必要です。また、地域とともにある学校づくりをさらに充実するため、地域学校協働活動を地域の教育力を活用して推進できるよう体制の整備が必要です。

とりわけ、本市には天文台や図書館などの社会教育施設などがあり、本市の豊かな自然や科学などに関する学習・体験活動、学習ニーズに応じた情報を提供しています。さらに、市民文化センター大ホール「E N - R A Y」を核とした市民、文化団体の発表機会の提供、様々な芸術文化の鑑賞機会の提供・充実に努める必要があります。

今後も高度化・多様化する学習ニーズに対応するためには、こうした社会教育施設などの整備充実やネットワーク化の一層の推進を図っていく必要があります。

## （６）スポーツ振興

生涯にわたってスポーツに親しむことは、健全な心身をつくるうえで大きな役割を果たしており、これまで市民が「いつでも、どこでも、だれでも」気軽にスポーツに親しめるよう関係団体などと協力しながら、スポーツ教室や講習会、スポーツ少年団の育成などを実施してきました。

市民の健康・生きがいづくり、子どもたちを含む人材の育成などにおけるスポーツの役割はさらに重要になっており、引き続き関係団体と連携を図りながら、「市民皆スポーツ」「スポーツを通じた地域活性化」「スポーツを通じた地域を担う人材の育成」を目指し、普及や各種事業の推進に努めていく必要があります。

また、スポーツを通じた交流・関係人口においては、雪や気象条件といった自然環境や競技施設といった地域資源を活用したスキー競技を中心に、通年を通じたスポーツ大会・合宿の誘致・受け入れを行ってきました。

今後においても、スポーツを通じた地域の活性化を目指すため、大会・合宿の受け入れ態勢の整備を行っていくとともに、地域資源を活用したスポーツツーリズムを振興し、さらなる交流・関係人口の拡大を目指した取組を積極的に行っていく必要があります。

## 【その対策】

### （１）幼児教育

幼児期は、基本的生活習慣の形成や体力づくりをはじめ、社会の一員としての基礎を確実に身につけさせる大切な時期であり、家庭や地域、行政、関係機関の連携を図り、幼児教育の一層の充実に努めます。

### （２）義務教育

- ① 「社会に開かれた教育課程」の理念の下、教育課程に基づき組織的かつ計画的に学校の教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントの確立及び「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善と適切な学習評価に努めます。
- ② 自ら学ぶ力や豊かな創造性を育てるため、地域の素材や自然を活かした体験学習などを通して、他者と協働して課題解決を図る活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりする活動などを探求的な学習の過程に位置付けるなど、総合的な学習の時間の充実に努めます。
- ③ より良く生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的価値の理解を基に、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育むなど、道徳科を要に教育活動全体を通じた道徳教育の充実に努めます。
- ④ 食生活を取り巻く社会環境が大きく変化するなか、健康で豊かな食生活や食習慣を身に付ける力を育てるとともに、地域の食材やその生産・流通に関心を持ち、食べ物の大切さや自然の素晴らしさを学ぶ、食育を推進します。
- ⑤ 不登校やいじめの未然防止及び早期発見・早期解消を図るため、相談体制の充実に努めるとともに関係機関などとの連携強化に努めます。
- ⑥ へき地・複式教育充実のため、集合指導や交流学习などの充実に努めます。
- ⑦ 国際理解教育の推進のため、英語指導助手を配置し、国際理解と豊かな地域文化の創造を促す教育活動の推進に努めます。
- ⑧ 児童生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育むため、各教科などの特質に応じてキャリア教育の充実に努めます。
- ⑨ 社会教育と連携し、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部が相互の補完し高め合う存在として「地域とともにある学校づくり」の一層の充実に努める体制の強化と、地域学校協働活動の充実に努めます。
- ⑩ 教育費の保護者負担の軽減を図るため、就学や遠距離通学などに対する助成の充実に努めます。

- ⑪ 一人ひとりの教育的ニーズに対応した教育支援を推進するため、教育支援委員会の効果的運営を図るとともに、関係機関との密接な連携と教育相談の充実に努めます。
- ⑫ 基礎的・基本的事項の定着を図るため、時代の変化に対応した教材教具の整備に努めます。
- ⑬ GIGAスクール構想で整備された、一人一台端末や高速無線LAN環境など最大限活用するため、ICT教育の推進に必要な情報機器や、通信環境の維持管理や整備に努めます。
- ⑭ 時代の変化や地域開放に対応した教育充実のため、老朽化した校舎などの整備を進めます。
- ⑮ 校舎内外の環境整備に努めます。
- ⑯ 老朽化の進んでいる教職員住宅の計画的な整備に努めます。
- ⑰ 給食センターにおける機器やスクールバスなどの整備、更新を図ります。

### （３）高等学校教育

- ① 市内にある高等学校それぞれが、特色ある教育内容の充実に図り、生徒の個性と能力が高まるよう関係機関や学校に対し要望します。
- ② 中学校卒業者数の減少に伴い、市内における高等学校の間口維持の取組を進めます。
- ③ 名寄市育英資金制度に基づき、保護者負担の軽減に努めます。

### （４）大学教育

- ① 名寄市立大学の教育環境の整備と施設の充実に図ります。
- ② 大学を中心としたまちづくりを推進します。

### （５）社会教育

- ① 家庭の教育力の向上、並びに青少年の健全育成への支援体制の充実に努めます。
- ② 子ども会育成連合会と単位子ども会との連携による学校外活動の推進・充実に努めます。
- ③ 学校教育施設、社会教育施設、文化・スポーツ施設をはじめとする生涯学習関連施設や集会施設などの整備充実に図ります。また、施設を活用した様々な事業の推進を図ります。

### （６）スポーツ振興

- ① 多くの市民が健康で明るく、体力づくりに取り組めるよう、「市民皆スポーツ」を目指してスポーツの普及・啓発に努めます。

- ② 関係団体と連携を図りながら、各種スポーツ教室の開催やスポーツ活動の推進及び少年団・部活動、学校体育へトレーナーを派遣するなどジュニア選手の育成への取組を強化します。
- ③ 少年団活動の支援や入団体験会などの開催、そのほか幼児向け運動教室の実施などにより、子どもたちがスポーツに参加しやすい環境整備を推進します。
- ④ 学校体育施設の開放を継続して行い、市民のスポーツへの参加機会の拡充に努めます。
- ⑤ 老朽化した体育施設の整備更新など、市民ニーズに応える環境整備に努めます。
- ⑥ 雪質や気候条件、競技施設といった地域資源を活用した冬季スポーツの振興を図るとともに、その優位性を活かしながら、年間を通したスポーツ大会・合宿誘致、スポーツツーリズムの推進により交流・関係人口の拡大を図ります。

| 項目                       | 基準値              | 目標値                 | 説明                                   |
|--------------------------|------------------|---------------------|--------------------------------------|
| 幼児教育受入施設数                | 5カ所<br>(2021)    | 5カ所<br>(2025)       | 認定こども園・幼稚園の受入施設数                     |
| 全国学力・学習状況調査<br>全科目の結果    | —                | 全科目<br>全国平均<br>以上   | 小学校6年生、中学校3年生を対象とした同調査全科目が全国平均以上     |
| 全国体力・運動能力、運動<br>習慣等調査の結果 | —                | 体力合計<br>点全国平均<br>以上 | 小学校5年生、中学校2年生を対象とした同調査各種目合計点が全国平均以上  |
| 市立大学卒業生市内就業者数            | 12人<br>(2021)    | 18人<br>(2025)       | 年度ごとの卒業生の市内就業者数                      |
| 市立大学生定住自立圏域<br>内就職者数     | 12人<br>(2021)    | 26人<br>(2025)       | 市立大学卒業生の定住自立圏域内での就職人数                |
| 市民講座参加者数                 | 260人<br>(2019)   | 260人<br>(2025)      | 各公民館で実施している市民講座・公民館講座の参加者数           |
| 運動・スポーツイベント<br>数         | 6回<br>(2021)     | 29回<br>(2025)       | 運動・スポーツによる健康づくりや運動習慣等のきっかけとなるイベント累計数 |
| 合宿受入人数                   | 7,759人<br>(2021) | 9,952人<br>(2025)    | スポーツ合宿において市内で2泊以上宿泊した人数              |
| 全国規模スポーツ大会<br>参加者人数      | 867人<br>(2021)   | 653人<br>(2025)      | 市内で開催した全国規模の冬季スポーツ大会に参加した選手の人数       |

## 【計画】

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)         | 事業内容                                                                                                                                                                                 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|
| 8.教育の振興       | (1)学校教育関連施設          |                                                                                                                                                                                      |      |    |
|               | 学校施設                 | 義務教育施設整備事業                                                                                                                                                                           | 名寄市  |    |
|               | スクールバス・ボート           | スクールバス購入                                                                                                                                                                             | 名寄市  |    |
|               | 給食施設                 | 給食センター機器整備<br>食器洗浄機、食器・食缶、食器消毒保管庫、揚物機、オーブン、蒸気冷却機、蒸気ボイラー、蒸気回転釜、フードスライサー<br>給食センター整備事業<br>給食センター施設改修                                                                                   | 名寄市  |    |
|               | (3)集会施設、体育施設等        |                                                                                                                                                                                      |      |    |
|               | 体育施設                 | 名寄ピヤシリシャントゥエ整備事業<br>ノーマルヒル・リフト・設備等改修                                                                                                                                                 | 名寄市  |    |
|               |                      | 名寄市スポーツセンター整備事業<br>暖房・その他設備、施設改修                                                                                                                                                     | 名寄市  |    |
|               |                      | 名寄市スポーツセンター整備事業<br>トレーニング機器整備                                                                                                                                                        | 名寄市  |    |
|               |                      | 名寄市テニスコート整備事業<br>テニスコート整備                                                                                                                                                            | 名寄市  |    |
|               |                      | 名寄市 B&G 海洋センター整備事業<br>プール・設備改修                                                                                                                                                       | 名寄市  |    |
|               |                      | 冬季スポーツ大会・合宿整備事業<br>機器・設備整備                                                                                                                                                           | 名寄市  |    |
|               | 図書館                  | 図書館電算化機器等整備事業(更新)                                                                                                                                                                    | 名寄市  |    |
|               | (4)過疎地域持続的<br>発展特別事業 |                                                                                                                                                                                      |      |    |
|               | 義務教育                 | 教育振興補助金<br>事業内容:全道や全国大会に出場する小・中・高の児童生徒に対し、大会出場に要する費用の一部を助成する。<br>必要性:各種大会参加は、市内児童・生徒の健全育成や文化・スポーツの振興を図るうえで重要な要素であり、保護者負担の軽減が必要。<br>効果:全道・全国大会出場者に対し、費用の一部を助成することで、文化・スポーツの教育振興を図られる。 | 名寄市  |    |

|                                                                                                                                                                                                                                              |     |  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--|
| <p>特色ある教育活動助成金</p> <p>事業内容:学校やPTA、地域住民、各種団体が行う特色ある教育活動に対し、その費用の一部を支援する。</p> <p>必要性:家庭・学校・地域・行政が一体となった児童生徒の健全育成を図る。</p> <p>効果:児童生徒の健全育成体制が整備され、健全な社会環境づくりの活動の推進が図られる。</p>                                                                     | 名寄市 |  |
| <p>教育相談推進事業</p> <p>事業内容:教育推進アドバイザーを配置する。</p> <p>必要性:学校教職員と家庭を含めた関係機関との連携を図る。</p> <p>効果:不登校児童生徒への支援がなされることで、学校への復帰が図られる。</p>                                                                                                                  | 名寄市 |  |
| <p>心の教室相談員設置事業</p> <p>事業内容:心の教室相談員を市内3中学校に各1名配置する。</p> <p>必要性:生徒が気軽に悩みなどを話せる環境を整え、ストレスを和らげ、心の安定と問題行動の未然防止に努める必要がある。</p> <p>効果:気軽に話せる環境を整えることで、不登校やいじめなどの問題早期発見・早期解消を図ることができる。</p>                                                            | 名寄市 |  |
| <p>特別支援教育事業</p> <p>事業内容:特別支援教育支援員を市内の小中学校に必要なに応じ配置する。</p> <p>必要性:特別支援教育を推進するため障がいのある児童生徒に対し、食事や排泄、教室の移動や学習上のサポートなど、児童生徒の特性に合った教育を図る必要がある。</p> <p>効果:支援員がサポートすることで、児童生徒の特性に合った教育ができるとともに、教員は負担軽減され、ゆとりを持った授業準備や、校務事務処理に専念できる体制を整えることができる。</p> | 名寄市 |  |
| <p>中学校生徒対外行事参加奨励金</p> <p>事業内容:中体連など大会参加に係るバス移動費用の一部を助成する。</p> <p>必要性:少子化などの影響により参加チーム数が減少し、地区大会が2地区合同や4地区合同開催になったことから、バス移動の経費が増大し、保護者の負担軽減が必要となった。</p> <p>効果:バス経費を助成することで、中体連などの大会参加体制の維持と保護者負担の軽減を図ることができる。</p>                             | 名寄市 |  |

|  |      |                                                                                                                                                                                                                                                           |     |  |
|--|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--|
|  |      | <p>教育研究指導事業</p> <p>事業内容:地域の特性を活かしたスポーツである「カーリング」の体験を総合学習などの授業にて行う。</p> <p>必要性:道立サンピラー交流館を活用した授業を行うにあたり、カーリング経験者による指導が必要。</p> <p>効果:新しい冬のスポーツに親しみ、児童生徒の健康増進を図ることができる。</p>                                                                                  | 名寄市 |  |
|  |      | <p>部活動指導員配置促進事業</p> <p>事業内容:部活動指導員を配置する。</p> <p>必要性:競技・指導経験のない部活動指導に係る教員の精神的な負担軽減のため、部活動指導員の配置が必要。</p> <p>効果:部活動の地域移行が図られる。</p>                                                                                                                           | 名寄市 |  |
|  | 高等学校 | <p>名寄産業高等学校酪農科学科受検者交通費等助成金</p> <p>事業内容:同校酪農科学科に道外からの入学者に対し交通費などの経費の一部を助成する。</p> <p>必要性:地域の基幹産業である農業従事者の人材育成・確保のため道外から生徒を呼び込むため実施する。</p> <p>効果:交通費の負担軽減することで毎年2から3名の入学者を確保することができる。</p>                                                                    | 名寄市 |  |
|  |      | <p>高校生資格取得支援事業</p> <p>事業内容:名寄市内の高校に在籍する学生が、就職や進学に役立つ資格取得に対し、その受験料の一部を助成する。</p> <p>必要性:学生の資格取得などに対する機運を高めるとともに、生徒の資質の向上を通じて市内の高校の活性化や魅力ある学校づくりが必要となる。</p> <p>効果:市内の高校に在籍する学生に対し、市として資格取得一部助成することで、就職や進学に役立つ資格取得への意欲を高めるとともに、保護者負担の軽減することで、高校の魅力化が図られる。</p> | 名寄市 |  |
|  |      | <p>高等学校支援事業</p> <p>事業内容:市内高校の入学時に学習教材購入費の一部を補助する。</p> <p>必要性:生徒の興味・関心、進路希望等の多様化及び中学校卒業者数の減少が見込まれる中、市内唯一の高校となった名寄高校が、生徒や保護者から選ばれ、地域からも親しまれる魅力ある学校となるよう、支援が必要。</p> <p>効果:市内の高校に入学する学生に対し、</p>                                                               | 名寄市 |  |

|  |           |                                                                                                                                                                                                                                   |     |  |
|--|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--|
|  |           | 市として教材購入費を一部助成することで、保護者負担の軽減することで、高校の魅力化が図られる。                                                                                                                                                                                    |     |  |
|  |           | <p>アオハル応援事業</p> <p>事業内容:生徒が行う主体的な活動に対し補助を行う。</p> <p>必要性:生徒の興味・関心、進路希望等の多様化及び中学校卒業生数の減少が見込まれる中、市内唯一の高校となった名寄高校が、生徒や保護者から選ばれ、地域からも親しまれる魅力ある学校となるよう、支援が必要。</p> <p>効果:生徒の課題発見力、情報活用力、課題解決力、発信力などの資質の向上を通じて、高校の活性化や魅力ある学校づくりが図られる。</p> | 名寄市 |  |
|  | 生涯学習・スポーツ | <p>生涯学習運営事業</p> <p>事業内容:生涯学習に係る専門的な知識、技能を有するアドバイザーを設置する。</p> <p>必要性:生涯学習プログラムの整備を進め、市民の生涯学習の推進を図る。</p> <p>効果:地域の実情に応じて、生涯学習についての直接指導や学習相談を行うことができ、社会教育関係団体の育成なども図られる。</p>                                                         | 名寄市 |  |
|  |           | <p>社会教育団体活動推進事業</p> <p>事業内容:社会教育団体やスポーツ団体の活動を推進するため、バス借上げに係る助成を行う。</p> <p>必要性:社会教育団体やスポーツ団体の活動範囲を広げ、団体活動の推進を図る。</p> <p>効果:団体の活動範囲が広がることにより、各団体の活動内容の向上につながる。</p>                                                                  | 名寄市 |  |
|  |           | <p>家庭教育学級運営事業</p> <p>事業内容:市内に開設される家庭教育学級の運営助成と合同研修などの実施の支援を行う。</p> <p>必要性:教育の基本である家庭教育を推進するため、家庭教育学級の設置と支援が必要。</p> <p>効果:家庭教育の必要性の認識と、親子の触れ合いの機会が確保される。</p>                                                                       | 名寄市 |  |



|  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                       |     |  |
|--|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--|
|  |  | <p>高齢者大学運営事業</p> <p>事業内容:高齢者の学習活動を支援するため、高齢者大学・学級を設置・運営する。</p> <p>必要性:高齢者の学ぶ意欲を保持し、地域活動のリーダー育成に結び付けるため本事業が必要。</p> <p>効果:高齢者が意欲を持って学ぶことにより、健康保持につながるとともに、地域のリーダー育成にもつながる。</p>                                                                                          | 名寄市 |  |
|  |  | <p>風連地区スポーツ団体への補助</p> <p>事業内容:風連地区3スポーツ団体に対し補助金を交付する。</p> <p>必要性:スポーツ団体への活動支援により地域のスポーツ振興を図る。</p> <p>効果:各種スポーツ教室の開催や指導者の育成・資質向上が図られ、少年団活動の充実にも寄与する。</p>                                                                                                               | 名寄市 |  |
|  |  | <p>各種スポーツ大会等開催支援事業</p> <p>事業内容:各種スポーツ大会等の開催の支援のほか、地域資源を活かしたスポーツ大会・合宿誘致、スポーツツーリズムの推進により冬季スポーツの振興及び交流・関係人口の拡大を図る。</p> <p>必要性:スポーツを通じた健康づくりに資するため、市民のスポーツに対する多様な要求に応えられるよう、人材育成・体制づくりの構築を目指す。</p> <p>効果:大会実施に伴う交流人口の拡大や市民によるスポーツ施設の利用拡大が図られるとともに、スポーツによる地域活性化が推進される。</p> | 名寄市 |  |
|  |  | <p>体育協会ジュニア競技力強化事業補助金</p> <p>事業内容:(一財)名寄市体育協会が行うスポーツ少年団の育成と競技力向上を行う事業に対して、その費用の一部を補助する。</p> <p>必要性:スポーツを通じた地域を担う人材を育成するため、少年団活動や合宿支援などを子どもたちへのスポーツ活動環境の整備が必要となる。</p> <p>効果:子どもたちの少年団加入を促進するとともに、競技環境の整備を進めることにより競技力の向上を図る。</p>                                        | 名寄市 |  |

|  |     |                                                                                                                                                                                                                                         |     |  |
|--|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--|
|  | その他 | <p>市立大学学生募集対策事業</p> <p>事業内容:令和2年度から受験者確保対策として、試験会場を名寄・札幌のほかに仙台会場を追加した。本市に来ることが難しい高校・受験生に対してのPR資料として、大学並びに名寄市のPR動画を作成し周知する。</p> <p>必要性:広く社会一般に対してPRを行うことで、本大学の知名度・認知度の向上を目指す。</p> <p>効果:学生確保の一助となるほか、高等教育機関を設置する本市のイメージアップとPRに寄与される。</p> | 名寄市 |  |
|  |     | <p>放課後子ども教室事業</p> <p>事業内容:小4から中3までの児童生徒を各教室に分けて、放課後での授業を実施するための指導を行う。</p> <p>必要性:子どもたちが自ら学び自ら考える力の育成を図る。</p> <p>効果:地域の教育経験者などを活かし、自学自習の充実やテーマ学習の工夫がなされ、心豊かで健やかに育まれる環境づくりが図られる。</p>                                                      | 名寄市 |  |
|  |     | <p>民間児童クラブ利用支援補助金</p> <p>事業内容:民間児童クラブの使用料の一部を支援する。</p> <p>必要性:就学援助世帯の負担軽減や民間児童クラブの利用促進を図る。</p> <p>効果:放課後児童クラブを利用する低所得者の保護者に対し支援することで、仕事と子育ての両立が図られる。</p>                                                                                | 名寄市 |  |
|  |     | <p>教育支援センター運営事業</p> <p>事業内容:不登校となった児童・生徒のため、学習支援等を行う。</p> <p>必要性:不登校となった児童・生徒の学校復帰のため、支援が必要。</p> <p>効果:不登校となった児童・生徒の不安や悩みを和らげることを目指す。</p>                                                                                               | 名寄市 |  |

## 【公共施設等総合管理計画等との整合】

### (1) 市民文化系施設の基本方針

地域の集会場や文化の拠点施設として利用されているため、修繕等しつつ施設機能の維持をします。

### (2) スポーツ・レクリエーション系施設の基本方針

利用者の安全確保や利便性・機能性の向上に資する維持補修を優先的にを行います。

### (3) 社会教育系施設の基本方針

利用者の安全確保や利便性・機能性の向上に資する維持補修を優先的にを行います。

### (4) 学校教育系施設の基本方針

施設や設備の状況、学生数などの状況を勘案し、必要な維持補修を計画的に行います。

## 10. 集落の整備

### 【現況と問題点】

市の中心集落は、天塩川と名寄川に囲まれた本市の市街地区にあり、官公庁などの行政機関、福祉、医療、文化、スポーツ施設などが所在し、商業施設や事業所なども集中しています。

他の主たる拠点集落は、風連地区と智恵文地区があり、風連地区では、平成22年に従来の17の行政区から13の町内会組織へ再編され、智恵文地区では、平成30年に10の町内会が合併により1つの町内会となっています。また、他に小規模の農村集落が点在していますが、農村集落については、農業経営者の高齢化、後継者不足などにより離農が進み、過疎化が著しく進行しています。

今後も、市民が生活しやすい快適環境づくりに努めるとともに、それぞれの集落が有する特色ある文化やコミュニティを大切に、活力ある地域づくりを推進していくことが必要です。

このことから、各集落の活動の基本となる町内会活動を支援するとともに、集落人口の減少などに伴い停滞する傾向にある町内活動を補完するため、小学校区ごとに設置した地域連絡協議会の活動を支援します。

### 【その対策】

- ① 集落における活動の基本である町内会活動に対し、町内会連合会と協力して積極的に支援していきます。
- ② 地域連絡協議会の活動を支援します。
- ③ 集落の快適な生活環境の整備充実に努め、居住環境の向上を図ります。
- ④ コミュニティ活動の促進に努めます。

| 項目                | 基準値             | 目標値             | 説明               |
|-------------------|-----------------|-----------------|------------------|
| 町内会加入率            | 73.7%<br>(2021) | 74.1%<br>(2025) | 市内 72 町内会における加入率 |
| まちづくり推進事業交付<br>件数 | 3 件<br>(2021)   | 5 件<br>(2025)   | まちづくり推進事業実施件数    |

## 【計画】

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)         | 事業内容                                                                                                                                                                                  | 事業主体 | 備考 |
|---------------|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|
| 9.集落の整備       | (2)過疎地域持続的<br>発展特別事業 |                                                                                                                                                                                       |      |    |
|               | 集落整備                 | 自治活動支援事業<br>事業内容:町内会やコミュニティ活動への支援や地域活動の拠点となるコミュニティ施設への支援などを行う。<br>必要性:良好なコミュニティの形成、地域の活性化、定住の促進を図る。<br>効果:町内会やコミュニティによる地域活動の活性化が図られる。                                                 | 名寄市  |    |
|               |                      | まちづくり推進事業<br>事業内容:個人または団体が取り組む地域活性化事業に要する経費の一部助成<br>必要性:市民がまちづくりに参画する機会創出の支援。<br>効果:市民主体のまちづくりの推進が図られる。                                                                               | 名寄市  |    |
|               |                      | 利雪親雪推進事業<br>事業内容:「名寄の冬を楽しく暮らす条例」の理念に基づき、気温が低く降雪が多い厳しい気象条件である本市において、冬に親しみ楽しむことを推進し、まちづくりの活性化を図る。<br>必要性:市民と行政が一体となって、雪や寒さを活かし、冬の生活をより快適で楽しく暮らせるまちづくりを推進するため。<br>効果:市民主体のまちづくりの推進が図られる。 | 名寄市  |    |
|               |                      | 自主防災組織支援事業<br>事業内容:本市における地域の自主防災組織の設立促進及び組織強化を図るための補助金。<br>必要性:自主防災組織での訓練・研修活動に伴う防災意識の向上や、資機材などの整備より災害時などでの共助力が向上される。<br>効果:補助金を活用した防災訓練や研修会が開催され、組織活動の活性化が図られる。                      | 名寄市  |    |

## 【公共施設等総合管理計画等との整合】

### （１）市民文化系施設の基本方針

地域の集会場や文化の拠点施設として利用されているため、修繕等しつつ施設機能の維持をします。

## 11. 地域文化の振興等

### 【現況と問題点】

#### （１）芸術・文化の振興

近年、生涯にわたって自己実現を図るため、文化活動への関心が一層高まってきています。本市における芸術・文化活動は、文化協会が中心となり様々な市民サークルや同好会が活発に活動し、市民の芸術文化の向上に大きく貢献しています。

市民の自主的な芸術・文化活動への支援を充実させるためには、各サークルや同好会などが行う発表機会の拡充を文化協会などと連携して、進めていくことが大切です。

市民文化センター大ホール「E N - R A Y」については、文化・芸術の拠点であるとともに、コミュニティを醸成する場として、さらにその機能を高めていく必要があります。また、市民の文化芸術振興を図るため、見識者をアドバイザーとして委嘱し、質の高い芸術文化鑑賞機会の提供を進めていく必要があります。

北国博物館については、郷土の歴史資料を展示し、学び・伝承するとともに、寒冷・豪雪地のマイナスイメージが強い「北国」を楽しみ親しんで、新しい北国文化を創造していくことを目指しています。そのため、北国の自然と文化に親しむ体験学習プログラムを充実させ、博物館機能を高めていく必要があります。

今後も伝統的な文化の伝承、地域性豊かなイベントや芸術・文化活動への支援、文化活動への参加促進や芸術鑑賞機会の拡充を行うとともに、都市交流を通じて芽生えた文化交流や他地域との文化交流も促進させる必要があります。

#### （２）文化財の保護・保全活動の推進

文化財は、市民にとって大変貴重な財産です。本市には、国指定の天然記念物である「名寄鈴石」「名寄高師小僧」をはじめ、約140カ所の先史時代の遺跡と北国の厳しい風土のなかで築かれてきた自然や古建造物などが存在します。

有形文化財については、北国博物館、風連歴史民俗資料館に収蔵保存するほか、「名寄市文化財保護条例」により有形、無形文化財を指定文化財として指定し保護・保存に取り組んでいます。また、市内に所在する遺跡、史跡については、説明板を設けて保護意識の啓発を図っています。

これら個々の取組を踏まえて、文化財の保存、活用、公開といった総合的な整備を進める必要があります。また、文化財保護意識のさらなる向上と、指定文化財の充実を図るため、地域の歴史を学ぶ学校教育などと連携した取組が求

められています。

## 【その対策】

### （１）芸術・文化の振興

- ① 地域の歴史や風土に根ざした市民文化の創造と芸術・文化活動の振興を図るために制定した文化振興条例に基づく施策の推進に努めます。
- ② 地域の芸術・文化活動の担い手である文化団体などの育成に努め、その自主的な諸活動に対して支援します。
- ③ 市民文化センターの機能を高めるとともに、施設整備の充実に努めます。
- ④ 北国博物館の各種普及事業に体験・参加型のプログラムを取り入れるなど、博物館機能を高めます。また、施設や設備の保全に努めます。
- ⑤ 文化活動への市民参加の促進、芸術鑑賞機会の拡充に努めます。
- ⑥ 地域間文化交流を推進します。

### （２）文化財の保護・保全活動の推進

- ① 地域の風土が育んだ文化財の総合的な保護体制を確立するため、専門職による調査、研究に努めます。また、収蔵施設の保全に努めます。
- ② 市民の文化財の保護意識をより高めるため、地域の協力者と調査や普及事業の充実に努めます。
- ③ 学校教育と連携して、文化財の伝承など、地域を知る学習活動に取り組み、郷土愛を育てます。

| 項目              | 基準値             | 目標値             | 説明                         |
|-----------------|-----------------|-----------------|----------------------------|
| 市民文化祭事業・風連文化祭事業 | 73 団体<br>(2021) | 73 団体<br>(2025) | 市民文化祭と風連文化祭の参加団体数（個人は含めない） |
| 来場者アンケートによる満足度  | 89%<br>(2021)   | 89%<br>(2025)   | 来場者アンケートによる満足度の年度平均値       |
| 北国博物館での展示会の開催   | 14 回<br>(2021)  | 14 回<br>(2025)  | 各種展示会の開催回数                 |



## 【計画】

| 持続的発展<br>施策区分   | 事業名<br>(施設名)         | 事業内容                                                                                                                                                                                                  | 事業主体 | 備考 |
|-----------------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|
| 10.地域文化<br>の振興等 | (2)過疎地域持続的<br>発展特別事業 |                                                                                                                                                                                                       |      |    |
|                 | 地域文化振興               | <p>地域文化振興事業</p> <p>事業内容:地域の芸術活動の担い手である団体・グループの創作・発表活動など自主的な諸活動に対する支援や市内文化団体の育成を行うとともに発表の場を確保する。</p> <p>必要性:芸術文化の普及と鑑賞機会の拡大、地域住民による文化の伝承や舞台芸術活動の振興を図る。</p> <p>効果:より良い芸術文化の普及や鑑賞機会の提供、文化団体の育成が図られる。</p> | 名寄市  |    |
|                 |                      | <p>天文台運営事業</p> <p>事業内容:補助金を活用し、天文をより多くの方々に楽しんでもらうため、星と音楽の企画実施をする。</p> <p>必要性:より幅広い人たちへの天文普及を図り、興味・関心を持ってもらう。</p> <p>効果:名寄市の優れた星空環境を全国に発信し、交流人口の拡大が図られる。</p>                                           | 名寄市  |    |
|                 |                      | <p>移動式天文台車運営事業</p> <p>事業内容:移動式天文台車「ポラリスⅡ号」を利用した観望会を行う。</p> <p>必要性:天体観測を通じた学校教育との連携や社会教育における活動の推進を図る。</p> <p>効果:様々な場所・条件の下での観望会を行うことで、天文教育に関する知識や関心が高まる。</p>                                           | 名寄市  |    |

## 【公共施設等総合管理計画等との整合】

### (1) 市民文化系施設の基本方針

地域の集会場や文化の拠点施設として利用されているため、修繕等しつつ施設機能の維持をします。

## 12. 再生可能エネルギーの利用の推進

### 【現況と問題点】

本市における再生可能エネルギーについては、名寄市新エネルギー・省エネルギービジョン（平成25年策定）において、地球環境への負荷軽減、市民生活の安定確保と地域の持続的な発展、さらには地域特性を活かした再生可能エネルギーの活用による地域経済への波及効果を目的とし、新エネルギーの導入、省エネルギーの推進により、家庭並びに公共における民生部門の二酸化炭素排出削減を図ることを基本方針として取組を進めてきました。

主な取組としては、新築または既存住宅における住宅用太陽光発電システム設置や再生可能エネルギー発電設備の設置に係る支援、さらには、地域特性を活かした再生可能エネルギーとして、農作物貯蔵庫において雪氷熱を導入しています。

これらの二酸化炭素排出削減を目的とした取組と併せて、地域の産業や経済への振興に資する取組が求められていることから、地域特性を活かした再生可能エネルギーの利活用を推進していく必要があります。

### 【その対策】

2050年「ゼロカーボン北海道」の実現を目指し温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するために策定された「北海道地球温暖化対策推進計画」をはじめ、関連する他の施策と連携しながら再生可能エネルギーの利活用を推進します。

## 13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

### 【現況と問題点】

#### (1) 名寄市立大学の充実と振興

本市には、昭和35年に女子高等教育を目的に開学した名寄女子短期大学を前身とする市立大学があり、これまでに保健医療福祉をはじめとする様々な分野に多くの卒業生を送り出し、全道・全国で活躍する人材を育ててきました。

平成18年4月に一部4年制化（保健福祉学部：栄養学科、社会福祉学科、看護学科）し、平成28年4月の短期大学部児童学科を改組した保健福祉学部社会保育学科の開設により、4年制化を完了しました。今後も市立大学の教育環境と内容の充実に努めていきます。

また、人口推計では、名寄市の将来人口は今後も減少が見込まれるものの、4年制大学の設置による若者の定住により、一定の歯止めがかかり、また、アパート、下宿、スーパー、コンビニ、書店、飲食店、美容院、自動車学校など、幅広い分野での経済効果が見られます。

さらに、少子高齢化社会に求められる人材の育成・確保、教員をはじめ学生が4年間居住することによる地域社会の活性化など、大学は、本市のまちづくりに不可欠な存在であり、市民総ぐるみで支援していく必要があります。

### 【その対策】

#### (1) 名寄市立大学の充実と振興

- ① 地域性を重視した高等教育機関としての施設及び設備の整備・充実を図ります。
- ② 大学を中心としたまちづくりを推進します。

| 項目               | 基準値            | 目標値            | 説明                    |
|------------------|----------------|----------------|-----------------------|
| 市立大学卒業生市内就業者数    | 12 人<br>(2021) | 18 人<br>(2025) | 年度ごとの卒業生の市内就業者数       |
| 市立大学生定住自立圏域内就職者数 | 12 人<br>(2021) | 26 人<br>(2025) | 市立大学卒業生の定住自立圏域内での就職人数 |

### 【公共施設等総合管理計画等との整合】

#### (1) 学校教育系施設の基本方針

施設や設備の状況、学生数などの状況を勘案し、必要な維持補修を計画的に行います。

事業計画（令和３年度～令和７年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

| 持続的発展<br>施策区分                         | 事業名<br>(施設名)          | 事業内容             | 事業主体 | 備考                                     |
|---------------------------------------|-----------------------|------------------|------|----------------------------------------|
| 1.移住・定住・<br>地域間交流の<br>促進、人材育<br>成     | (4)過疎地域持続的<br>発展特別事業  |                  |      | 当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものです。 |
|                                       | 移住・定住                 | 移住定住促進事業         | 名寄市  |                                        |
|                                       | 地域間交流                 | 姉妹都市・友好都市等との交流事業 | 名寄市  |                                        |
| 2.産業の振興                               | (10)過疎地域持続的<br>発展特別事業 |                  |      |                                        |
|                                       | 第１次産業                 | 食育推進事業           | 名寄市  |                                        |
|                                       |                       | 農業担い手育成確保対策事業    | 名寄市  |                                        |
|                                       |                       | 地域農業振興対策事業       | 名寄市  |                                        |
|                                       |                       | 畜産振興対策事業         | 名寄市  |                                        |
|                                       | 商工業・６次産<br>業化         | 中小企業振興事業         | 名寄市  |                                        |
|                                       |                       | 商業指導育成対策事業       | 名寄市  |                                        |
|                                       | 観光                    | 観光振興事業           | 名寄市  |                                        |
| 4.交通施設の<br>整備、交通手<br>段の確保             | (9)過疎地域持続的<br>発展特別事業  |                  |      |                                        |
|                                       | 公共交通                  | 地域公共交通確保対策事業     | 名寄市  |                                        |
|                                       | その他                   | 除排雪支援事業          | 名寄市  |                                        |
| 5.生活環境の<br>整備                         | (7)過疎地域持続的<br>発展特別事業  |                  |      |                                        |
|                                       | 生活                    | 廃棄物処理対策事業        | 名寄市  |                                        |
|                                       | 環境                    | 公園施設長寿命化事業       | 名寄市  |                                        |
|                                       | その他                   | 公共施設解体整備事業       | 名寄市  |                                        |
|                                       |                       | 緊急通報装置設置事業       | 名寄市  |                                        |
| 6.子育て環境<br>の確保、高齢<br>者等の保健及<br>び福祉の向上 | (8)過疎地域持続的<br>発展特別事業  |                  |      |                                        |
|                                       | 児童福祉                  | 児童福祉推進事業         | 名寄市  |                                        |
|                                       | 高齢者・障害者               | 福祉サービス事業         | 名寄市  |                                        |

|         |                      |           |                         |     |
|---------|----------------------|-----------|-------------------------|-----|
| 及び増進    |                      | 福祉        | 高齢者等への除雪サービス事業          | 名寄市 |
|         |                      | 健康づくり     | 健康づくり運動推進事業             | 名寄市 |
|         |                      |           | 保健活動推進事業                | 名寄市 |
| 7.医療の確保 | (3)過疎地域持続的<br>発展特別事業 |           |                         |     |
|         |                      | 自治体病院     | 地域医療確保対策事業              | 名寄市 |
|         |                      | その他       | 医師対策事業                  | 名寄市 |
|         |                      |           | 医療バス等運行事業               | 名寄市 |
|         |                      |           | 医療スタッフ確保対策事業            | 名寄市 |
|         |                      |           | 地域医療連携推進法人運営負担金         | 名寄市 |
| 8.教育の振興 | (4)過疎地域持続的<br>発展特別事業 |           |                         |     |
|         |                      | 義務教育      | 教育振興補助金                 | 名寄市 |
|         |                      |           | 特色ある教育活動助成金             | 名寄市 |
|         |                      |           | 教育相談推進事業                | 名寄市 |
|         |                      |           | 心の教室相談員設置事業             | 名寄市 |
|         |                      |           | 特別支援教育事業                | 名寄市 |
|         |                      |           | 中学校生徒対外行事参加奨励金          | 名寄市 |
|         |                      |           | 教育研究指導事業                | 名寄市 |
|         |                      | 高等学校      | 名寄産業高等学校酪農科学科受検者交通費等助成金 | 名寄市 |
|         |                      |           | 高校生資格取得支援事業             | 名寄市 |
|         |                      | 生涯学習・スポーツ | 生涯学習運営事業                | 名寄市 |
|         |                      |           | 社会教育団体活動推進事業            | 名寄市 |
|         |                      |           | 家庭教育学級運営事業              | 名寄市 |
|         |                      |           | 高齢者大学運営事業               | 名寄市 |
|         |                      |           | 風連地区スポーツ団体への補助          | 名寄市 |
|         |                      |           | 各種スポーツ大会等開催支援事業         | 名寄市 |
|         |                      |           | 体育協会ジュニア競技力強化事業補助金      | 名寄市 |

|                 |                      |        |                |     |
|-----------------|----------------------|--------|----------------|-----|
|                 |                      | その他    | 市立大学学生募集対策事業   | 名寄市 |
|                 |                      |        | 放課後子ども教室事業     | 名寄市 |
|                 |                      |        | 民間児童クラブ利用支援補助金 | 名寄市 |
| 9.集落の整備         | (2)過疎地域持続的<br>発展特別事業 | 集落整備   | 自治活動支援事業       | 名寄市 |
|                 |                      |        | まちづくり推進事業      | 名寄市 |
|                 |                      |        | 利雪親雪推進事業       | 名寄市 |
|                 |                      |        | 自主防災組織支援事業     | 名寄市 |
|                 |                      |        |                |     |
| 10.地域文化<br>の振興等 | (2)過疎地域持続的<br>発展特別事業 | 地域文化振興 | 地域文化振興事業       | 名寄市 |
|                 |                      |        | 天文台運営事業        | 名寄市 |
|                 |                      |        | 移動式天文台車運営事業    | 名寄市 |
|                 |                      |        |                |     |